

令和6年度
市町村保健・福祉主管課長会議資料
【保健福祉企画室】

- 1 岩手県社会福祉研修【県実施分】について
- 2 介護福祉士等修学資金貸付事業について
- 3 社会福祉施設等の安全対策について
- 4 人口動態調査について
- 5 会計検査への対応について
- 6 春秋叙勲潜在候補者調査及び死亡叙勲等の連絡について



令和6年5月14日

1 岩手県社会福祉研修【県実施分】について

(1) 研修の目的

少子高齢化などの社会福祉を取り巻く情勢の変化や福祉ニーズの多様化、諸制度の見直しなどに的確に対応し、利用者本位の良質かつ的確な福祉サービスを提供できる福祉・介護人材の育成等を目的に研修を実施するもの。

※ 本年度の全県の研修実施計画は別添資料のとおり。

(2) 行政職員を対象とした研修（研修実施計画 VIII 福祉行政職員研修）

- 社会福祉法第 21 条により、福祉分野に従事する職員の素質向上について、必要な訓練を行うこととなっており、県において行政職員を対象とした研修を実施
- 福祉行政初任者研修については、全体研修では、社会福祉の基本理念と倫理、地域における福祉行政のあり方と役割（責任）を包括的に学ぶこと等を目的とし、少人数演習では、生活保護、高齢、障がい及び児童の 4 分野について、具体的な業務実践の手法を学ぶことを目的として実施
- 上記のほか、担当分野の業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識等の修得を目的とした専門研修や社会情勢の変化に伴う喫緊の課題やその対応等について理解することを目的とした特定課題研修を実施

市町村の取組事項	○ 社会福祉に関する必要な知識等を修得する機会であり、 福祉行政職員の積極的な受講をお願いします。
市町村に協力を依頼する事項	○ 各分野で研修を実施するので、管内の社会福祉従事者への周知等について協力をお願いします。

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 社会福祉に関する必要な知識等を修得する機会であり、福祉行政職員を積極的に受講させること。 ○ 各分野で研修を実施するので、管内の社会福祉従事者への周知等について留意すること。
-------------	--

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
I 社会福祉施設職員等								
1	かかりつけ医認知症対応力向上研修	県内で勤務(開業を含む)する医師	・かかりつけ医の役割 ・診断と治療 ・連携と制度	7月～3月(予定)	50名程度	無料	長寿社会課	
2	歯科医師認知症対応力向上研修	県内で勤務(開業を含む)する歯科医師	・認知症の基本知識 ・かかりつけ歯科医の役割 ・連携と制度	9月～3月(予定)	100名程度	無料	長寿社会課	
3	薬剤師認知症対応力向上研修	県内で勤務(開設を含む)する薬剤師	・認知症の基本知識 ・対応力(薬学的管理・気づき・連携) ・制度	11月～3月(予定)	100名程度	無料	長寿社会課	
4	看護職員認知症対応力向上研修	県内の医療機関に勤務する指導的役割の看護職員	基本知識、対応力向上、マネジメントに関する講義及び演習	9月～12月(予定)	100名程度	無料	長寿社会課	
5	医療従事者向け認知症対応力向上研修	県内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者	・認知症の人の入院に際して、認知症とケアの基本を理解する ・認知症の人のアセスメント、入院中の対応の基本を習得する ・院内、院外の多職種・他職種連携の意義を理解する ・管理者として取り組む体制や環境整備の意義を理解する	7月～12月(予定)	100名程度	無料	長寿社会課	
6	労働環境整備・改善セミナー ※再掲(Ⅳ 法人役員・施設長)	介護施設経営者・管理者・介護職員等	介護事業所における労働環境の整備・改善や職員のスキルアップに資するもの(テーマは検討中)	7～11月頃(予定)	各300名程度	無料	長寿社会課	
7	外国人介護従事者指導職員向け研修	介護施設・事業所における外国人介護従事者指導職員	外国人介護従事者に対する適切な指導方法や受入れ体制の整備	9～12月頃(予定)	50名程度	無料	長寿社会課	
8	障がい者相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員、サービス管理責任者等になる者	障害者総合支援法について、ケアマネジメントの手法について等	6月～9月	講義240名程度 全日程50名	講義のみ3,000円/人 全日10,000円/人	障がい保健福祉課	
9	障がい者相談支援従事者現任研修	初任者研修修了者	地域自立支援協議会について、ケアマネジメントに関する演習等	11月～1月	50名	6,000円/人	障がい保健福祉課	
10	障がい者相談支援従事者専門コース別研修	初任者研修、現任研修を修了した者	障害者福祉の実践におけるスーパービジョンについて等	2月	未定	未定	障がい保健福祉課	
11	障がい者相談支援従事者主任研修	現任研修を修了した者	地域で中核をなす相談支援専門員を養成するための講義・演習	未定	未定	未定	障がい保健福祉課	
12	サービス管理責任者等基礎研修	サービス管理責任者等として従事しようとする者	サービス管理責任者の役割について、アセスメントやモニタリングの手法について等	10月～11月	180名程度	未定	障がい保健福祉課	
13	サービス管理責任者等実践研修	サービス管理責任者等として従事しようとする者	サービス提供、人材育成の手法、他職種及び地域連携に関する講義・演習	11月～12月	180名程度	未定	障がい保健福祉課	
14	サービス管理責任者等更新研修	現にサービス管理責任者等として従事している者又は今後サービス管理責任者等として従事しようとする者	障害福祉の動向、サービス提供の自己検証、スーパービジョン等	1月～2月	180名程度	未定	障がい保健福祉課	
15	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)	障がい福祉サービス事業所等の業務従事者(予定者含む)	・強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識等 ・強度行動障害の理解と支援等	9月～11月	基礎:50名 実践:50名	無料	障がい保健福祉課	
16	障がい者虐待防止研修	事業所、施設等の管理者・設置者、事業所等職員、市町村等窓口職員	障害者虐待防止法についての基本的な理解、事業所等における障がい者虐待を未然に防止する体制構築、事実確認調査の対応 等	12月	未定	無料	障がい保健福祉課	
17	岩手県障害者ピアサポート研修(基礎・専門・フォローアップ研修)	事業所職員及びピアサポーターという働き方に興味のある障がい当事者	障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援する	8月～10月	未定	無料	障がい保健福祉課	
18	医療従事者向け児童虐待防止研修	医療従事者	医療従事者が診療や検診時に、児童虐待を発見、通告に繋げることができるよう、虐待についての理解等を促し、対応を学ぶ。	未定	未定	無料	子ども子育て支援室	
19	歯科医療従事者向け児童虐待防止研修	歯科医療従事者	歯科医療従事者が診療や検診時に、児童虐待を発見、通告に繋げることができるよう、虐待についての理解等を促し、対応を学ぶ。	未定	未定	無料	子ども子育て支援室	
20	児童福祉施設職員向け児童虐待対応研修	児童福祉施設職員	児童虐待に対応するための知識などに関する研修を実施し、資質向上を図る。	未定	未定	無料	子ども子育て支援室	
21	女性支援担当者会議・研修 ※再掲(Ⅷ 福祉行政職員研修)	女性支援業務担当者(市町村職員・婦人相談員、広域振興局保健福祉環境部等の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員、婦人保護施設職員、母子生活支援施設職員等)	関係機関がそれぞれ役割を理解するとともに、適切な保護・支援を行うことができるよう、職員の資質向上を図る。	4月24日	70名程度	無料	子ども子育て支援室	
22	女性支援事業啓発セミナー ※再掲(Ⅷ 福祉行政職員研修)	女性支援業務担当者(市町村職員・婦人相談員、広域振興局保健福祉環境部等の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員、婦人保護施設職員、母子生活支援施設職員等)	女性支援事業関係者の資質向上を図る。	時期調整中	70名程度	無料	子ども子育て支援室	

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
23	女性支援担当職員専門研修 ※再掲(VIII 福祉行政職員研修)	女性支援業務担当者(市町村職員・婦人相談員、広域振興局保健福祉環境部等の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員、婦人保護施設職員、母子生活支援施設職員等)	DV対策を含む困難な問題を抱える女性への支援業務に係る社会資源や支援方法を共有し、相談担当者の資質と処遇技術の向上を図る。	時期調整中	70名程度	無料	子ども子育て支援室	
24	潜在保育士再就職支援研修	潜在保育士	保育施設で働いていない保育士有資格者が再び就職できるよう、現状・課題把握、必要な知識・技能の習熟を図る。	3回 (時期未定)	40名	無料	子ども子育て支援室	
25	新任保育士就業継続支援研修	新任保育士(概ね3年以内)	新任保育士として期待される役割について理解を深めるとともに、職場における問題解決や職務遂行に必要な知識及び技術などを習得することで、就業継続のための資質向上を図る。	1回 (10月頃)	100名	無料	子ども子育て支援室	
26	基幹的職員研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等の職員(実務経験概ね10年以上)のうち、基幹的職員の役割を担うことが想定される者	スーパーバイズを行う上で必要な知識及び技能の習得を図る。	前期:10月頃 後期:12月頃	未定	無料	子ども子育て支援室	
27	保育士等キャリアアップ研修	初任後から中堅までの保育士	保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者及び各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者を対象に、職務内容に応じた専門性の向上を図る。	集合研修:7月～10月 eラーニング:10月～12月 ※いずれも予定	200名/回	無料	子ども子育て支援室	
28	コーチング研修 ※再掲(V 課題専門分野)	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	自己啓発・組織活性化に向けてのコーチングスキルを専門的に学ぶ	9月30日	45名	無料	岩手県立大学	
29	相談支援研修 ※再掲(V 課題専門分野)	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等で相談支援業務に携わっている職員	相談支援に携わっている職員を対象として、多様な課題を抱える要支援者への理解や他職種との連携など、支援の実践的な手法を学ぶ。	11月7日	45名	無料	岩手県立大学	
30	苦情相談・解決研修 ※再掲(V 課題専門分野)	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	住民、施設利用者の立場に立ち、自組織や自治体に何を望んでいるかを考えることの重要性を理解した上で、具体的な苦情相談・解決方法を、法的な視点と実践的な手法等から学ぶ。	9月11日	45名	無料	岩手県立大学	
31	社会福祉従事者新任職員研修会	社会福祉従事者2年未満の職員	講義と演習/マナー講座・キャリアデザイン等	10月	130名	8,000円	岩手県社会福祉協議会	
32	社会福祉従事者リーダー職員研修会	社会福祉従事者で、主任、係長、リーダー等の役職に就いている職員	講義及び演習/コーチング、リーダー職員の役割・キャリア形成、業務課題の解決等	7月	100名	8,000円	岩手県社会福祉協議会	
33	リスクマネジメント研修会	福祉施設・事業所の役職員	講義、演習/福祉施設における実践的リスクマネジメント	未定	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
34	岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修	災害派遣福祉チーム員予定者	講義、演習等	8月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
35	岩手県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修(①・②)	災害派遣福祉チーム員登録研修修了者	活動に係る応用研修	10月、11月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
36	人材定着支援セミナー ※再掲(IV 法人役員・施設長)	介護事業所の施設長、管理者、採用・人事育成・労務管理担当者、チームリーダーを担う職員等	介護事業所における職員の定着促進・離職防止をテーマとしたセミナー	7月～12月頃(予定)	100名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
37	エルダー・メンター制度導入研修 ※再掲(IV 法人役員・施設長)	介護事業所の施設長、管理者、職員等	介護事業所におけるエルダー・メンター制度の導入に関する研修・情報交流	7月～12月頃(予定)	50名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
38	県介護支援専門員在宅医療人材育成研修会(3回:開催地区未定調整中)	県内介護支援専門員(会員)	未定	未定	未定	無料	岩手県介護支援専門員協会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
39	障がい者福祉協議会役職員研修会	障がい協会事業所職員	講演	9月	未定	会員無料	岩手県社会福祉協議会	
40	障がい者福祉協議会虐待防止と権利擁護研修会	障がい協会事業所職員	講義、演習等	5月30日	90施設	無料	岩手県社会福祉協議会	
41	保育協議会実技講習会	保育協会施設職員等	未定	7月、8月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
42	「令和6年度保育研究大会」研究発表テーマ研修会	保育協会施設職員	研究の進め方等	12月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
43	保育研究大会	保育協会施設、全国保育士会会員所属施設の職員等	保育実践にかかる実践発表	6月13日	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
44	保育所長部会	保育協会施設園長・職員等	講義等	9月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
45	保育者部会	保育協会施設、全国保育士会会員所属施設の職員等	講義等	10月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
46	保育指導者セミナー	会員施設職員	講義等	3月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
47	児童福祉施設職員研修会	児童協会施設職員	講義等	9月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
48	児童福祉施設・施設間交流研修会	児童福祉協議会会員、里親、関係機関職員等	講義、演習等	11月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
49	児童館職員等研修会	児童館協会員施設・放課後児童クラブ職員等	講義、演習等	10月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
50	児童館・放課後児童クラブ職員実技研修会	児童館協会員施設・放課後児童クラブ職員等	児童厚生二級指導員資格取得に係る実技講習	9月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
51	児童健全育成関係者レベルアップ研修会	児童館協会員施設・放課後児童クラブ職員等	児童厚生二級指導員資格取得に係る講義、演習	6月、11月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
52	福祉サービスの苦情を考えるセミナー	苦情解決業務担当者、第三者委員	苦情解決をテーマとした講演、事例発表	7月	300名	2,000円	岩手県社会福祉協議会	
53	盛岡紫波地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	盛岡紫波地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	1月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
54	八幡平岩手地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	八幡平岩手地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	12月	30人	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
55	花北地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	花北地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	9月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
56	奥州地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	奥州地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	8月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
57	一関地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	一関地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	9月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
58	大船渡地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	大船渡地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	6月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
59	釜石地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	釜石地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	7月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
60	宮古地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	宮古地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	5月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
61	久慈地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	久慈地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	10月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
62	二戸地域福祉サービス苦情解決情報交換会(基礎研修)	二戸地域の苦情解決業務担当者及び第三者委員(経験年数5年未満)	苦情解決制度の説明、情報交換	5月	30名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
63	苦情解決情報交換会(応用研修)	経験年数5年以上の苦情解決業務担当者(経験5年以上)	苦情の事例検討	10月、11月	50名	1,000円	岩手県社会福祉協議会	
64	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者編)	入職後1～3年の職員(保育所以外)	・キャリアデザインとセルフマネジメント ・リスクマネジメント(福祉サービスとリスク) ・組織運営管理(基礎) ほか	①10月31日～11月1日 ②11月7日～8日	各48名	12,000円 (テキスト代含む)	岩手県社会福祉事業団	
65	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(中堅職員編)	入職後3～5年程度の職員(保育所以外)	・キャリアデザインとセルフマネジメント ・中堅職員としての能力開発(後輩への指導) ・組織運営管理(運営促進と参画) ほか	①7月22日～23日 ②8月8日～9日	各48名	12,000円 (テキスト代含む)	岩手県社会福祉事業団	
66	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(チームリーダー編)	近い将来チームリーダー等の役割を担うことが想定される中堅職員・現に主任・係長等に就いている職員(保育所以外)	・キャリアデザインとセルフマネジメント ・チームリーダーとしてのリーダーシップの醸成 ・チームアプローチと多職種連携・地域協働 ほか	①7月9日～10日 ②7月11日～12日	各48名	12,000円 (テキスト代含む)	岩手県社会福祉事業団	
67	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(管理職員編)	近い将来管理職の役割を担うことが想定される指導的立場の職員、現に管理職に就いている職員(保育所以外)	・キャリアデザインとセルフマネジメント ・管理職員としての能力開発と人材育成 ・組織運営管理(整備と推進) ほか	7月2日～3日	48名	12,000円 (テキスト代含む)	岩手県社会福祉事業団	
68	人事考課研修	職員育成の役割を担う立場として考課している方	【講義】人事考課の仕組みとルール 【講義・演習】フィードバック面接の流れと留意点	5月23日	50名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
69	リスクマネジメント研修(基礎編)	福祉施設職員・老人保健施設等のリスクマネジメント担当者(1～2年の方)	【講義】リスクマネジメント・賠償責任の考え方 【講義】事故報告書の書き方と要因分析について 【講義】事故予防・対応策のポイント	①6月4日 ②6月5日	各50名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
70	リスクマネジメント研修(実践編)	福祉施設職員・老人保健施設等の管理者及びリスクマネジメント担当者(2年以上の方)	【講義】リスクマネージャーの役割 【講義・演習】事故原因の分析と対応策の検討 【演習】SHEL(L)分析	9月10日	50名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
71	虐待防止研修(基礎編)	高齢者・障がい者施設職員(福祉経験年数が概ね5年未満)	【講義・事例検討】福祉施設における虐待の定義と対応について～自分自身が虐待者にならないために～	①6月12日 ②6月13日	各50名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
72	虐待防止研修(応用編)	高齢者・障がい者施設職員(福祉経験年数が概ね5年以上)	【講義・事例検討】虐待の予防、早期発見と再発防止の実践について～自分自身や同僚、後輩が虐待者にならないために～	①9月18日 ②9月19日	各50名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
73	メンタルヘルス研修(管理者編)	福祉施設職員(管理職員・主任・チームリーダー)	【講義】管理者の役割と適切な対応について 【講義・演習】ハラスメントの正しい理解について	7月29日	48名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
74	メンタルヘルス研修(セルフケア)	福祉施設職員	【講義】働く人のメンタルヘルスケア 【講義・演習】職場のコミュニケーション	10月28日	48名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
75	OJT研修	福祉施設・老人保健施設のOJT担当職員等	【講義】これからの福祉人材育成とあり方とOJTの推進 【講義・演習】計画的な人材育成のためのOJTシートの作成	10月17日	48名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
76	コミュニケーションスキル研修(仮題)	福祉施設職員、高齢者施設職員、保育所職員等	コミュニケーションスキルアップのコツ等(検討中)	6月25日	48名	5,900円	岩手県社会福祉事業団	
77	高齢者権利擁護推進員養成研修	介護保険施設の施設長等、権利擁護推進の取り組みのリーダー等	身体拘束廃止の疑似体験、施設実習等	10月～1月	30名	資料代3,000円	いきいき岩手支援財団	
78	高齢者権利擁護看護実務者研修	介護保険施設等の看護職員	介護保険施設等の看護の実際等の演習等	1月	30名	無料	いきいき岩手支援財団	
79	認知症介護実践者研修	2年以上の介護実務経験があり、かつ認知症介護基礎研修を修了又は同等以上の資格を有する施設・事業所等の介護職員	認知症介護の実践的な知識及び技術の修得、自施設実習等	7月～12月	405名 (3回)	19,600円	いきいき岩手支援財団	
80	認知症介護実践リーダー研修	施設・事業所等のリーダーとなる介護職員のうち、5年以上の介護実務経験を有し、認知症介護実践者研修修了後1年以上経過した者又は介護福祉士の資格取得後10年以上かつ1800日以上介護実務経験を有する者	認知症介護のリーダーとしての専門的な知識及び能力の習得、自施設実習等	10月～12月	55名	32,500円	いきいき岩手支援財団	
81	認知症介護基礎研修	岩手県内の介護保険施設・事業所等の職員(既に医療・福祉関係の資格を有する者も受講可能)	認知症介護の基礎的な知識・技術の修得	5月～1月	300名程度	3,100円	いきいき岩手支援財団	
82	現任研修(基礎研修Ⅰ)	社会福祉士会会員	基礎研修Ⅰ(生涯研修制度、事業内容、倫理綱領等、SW理論)	7月・12月	40名	10,000円	岩手県社会福祉士会	
83	現任研修(基礎研修Ⅱ)	社会福祉士会会員	基礎研修Ⅱ(生涯研修制度、権利擁護法学、地域開発政策、実践評価、実践研究、人材育成、SW理論)	7月～11月	30名	15,000円	岩手県社会福祉士会	
84	現任研修(基礎研修Ⅲ)	社会福祉士会会員	基礎研修Ⅲ(生涯研修制度、権利擁護法学、地域開発政策、実践評価、実践研究、人材育成、SW理論、サービス管理経営系)	6月～12月	15名	20,000円	岩手県社会福祉士会	
85	独立型社会福祉士研修	社会福祉士会会員	独立型社会福祉士実践報告、グループワーク	2月	10名	無料	岩手県社会福祉士会	
86	地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修	社会福祉士会会員	地域包括支援センター職員の実践力養成	未定	未定	未定	岩手県社会福祉士会	
87	現任研修(スクールソーシャルワーカー養成研修)	社会福祉士会会員／非会員	SSW養成(講義、事例検討)	6月29日～30日	20名	無料	岩手県社会福祉士会	
88	現任研修(スクールソーシャルワーカースキルアップ研修)	社会福祉士会会員／非会員	SSWの実力強化(演習、事例検討)	8月24日	20名	無料	岩手県社会福祉士会	
89	現任研修(スクールソーシャルワーク研修)	社会福祉士会会員／非会員	SSWの啓発(講演、パネルディスカッション)	2月1日	100名	無料	岩手県社会福祉士会	
90	成年後見人養成研修	社会福祉士会会員	成年後見人養成研修	隔年実施(R6実施無し)	-	50,000	岩手県社会福祉士会	
91	現任研修(成年後見人スキルアップ研修)	社会福祉士会会員	成年後見人活動の知識と技術の向上	6月～2月	-	無料	岩手県社会福祉士会	
92	現任研修(地区研修)	社会福祉士会会員	ブロック研修(8ブロック)	未定	-	無料	岩手県社会福祉士会	
93	レポート・論文作成研修	社会福祉士会会員	「レポート・論文の作成方法」	7月27日	30名	3,000	岩手県社会福祉士会	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
II 地域ケア職員								
1	介護支援専門員地域同行型研修アドバイザー事前研修	主任介護支援専門員	実地指導型研修のアドバイザーを務める主任介護支援専門員に対し、事前に指導方法を教授する	7月(予定)	40名程度	無料	長寿社会課	
2	市町村長申立支援講座	市町村職員、地域包括支援センター職員等	市町村長の後見申立ての活用を支援するため、市町村長申立ての実務、市町村の事例紹介等	9月(予定)	約60名	無料	岩手県社会福祉協議会	
3	キャリア別研修:初任者研修	地域包括支援センター、ブランチに勤務3年未満の職員等	地域包括支援センターの業務とされている包括的支援業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上	5月	90名	無料	いきいき岩手支援財団	
4	キャリア別研修:中堅職員研修	地域包括支援センター、ブランチに勤務3年以上の職員等	多職種や関係機関と連携した困難事例への対応に係る地域や技能の習得	7月	90名	無料	いきいき岩手支援財団	
5	キャリア別研修:リーダー(管理者)研修	地域包括支援センター、ブランチに勤務するリーダー(管理者)	市町村との連携や地域課題の政策への反映に必要な知識・技能の習得	10月	60名	無料	いきいき岩手支援財団	
6	職種別研修:社会福祉士向け研修	地域包括支援センター、ブランチに勤務する社会福祉士	地域包括支援センターに勤務する社会福祉士に求められる役割の理解	8月	80名	無料	いきいき岩手支援財団	
7	職種別研修:保健師向け研修	地域包括支援センター、ブランチに勤務する保健師	地域包括支援センターに勤務する保健師に求められる役割の理解	6月	80名	無料	いきいき岩手支援財団	
8	職種別向け:主任介護支援専門員向け研修	地域包括支援センター、ブランチに勤務する主任介護支援専門員	地域包括支援センターに勤務する主任介護支援専門員に求められる役割の理解	12月	80名	無料	いきいき岩手支援財団	
9	総合相談支援研修	地域包括支援センター等に勤務する職員	困難事例等の相談への対応や面談スキルの習得	6月	60名	無料	いきいき岩手支援財団	
10	福祉用具・住宅改修に関する研修	地域包括支援センター等職員、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、建築関係者等	福祉用具・介護ロボット及び及び住宅改修に関する知識・技術の習得等	10月	30名	無料	いきいき岩手支援財団	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
Ⅲ 社会福祉協議会職員								
1	生活支援相談員活動研究会	生活支援相談員、統括等	講義、グループ討議等	1月下旬	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
2	生活支援相談員現地事例検討会	生活支援相談員、社協職員、行政職員等	講義、事例検討	7月～11月(沿岸6市町ごと計6回)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
3	ファシリテーション研修会	生活支援相談員、社協職員等	講義、演習	5～7月(全3回)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
4	地域をつなぐコーディネート実践研修会	生活支援相談員、社協職員等	講義、演習	8月、12月予定(全2回)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
5	支え合いマップ勉強会	生活支援相談員、社協職員等	講義、実践報告、グループワーク 等	7月、10月(全2回)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
6	こころの病・認知症ケア研修	生活支援相談員、社協職員等	講義、演習	8～9月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
7	地域福祉推進トップセミナー	市町村社協役職員	講義、実践発表、パネルディスカッション等	8月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
8	生活福祉資金貸付事業担当者研修会(新任・現任研修)	生活福祉資金担当職員、生活福祉資金相談員	事務説明、講義等	5月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
9	市町村社協中堅研修	市町村社協職員	講義、演習等	9月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
10	市町村社協職員新任研修	市町村社協職員	講義、演習等	4月、8月、12月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
11	日常生活自立支援事業新任専門員研修会	日常生活自立支援事業新任専門員、成年後見コーディネーター等	説明、講義、実践紹介	4月25日	10名	無料	岩手県社会福祉協議会	
12	日常生活自立支援事業新任生活支援員研修会	日常生活自立支援事業新任生活支援員等	説明、講義、実践紹介	5月24日	30名	無料	岩手県社会福祉協議会	
13	日常生活自立支援事業専門員・生活支援員研修会	日常生活自立支援事業専門員、成年後見コーディネーター、生活支援員等	説明、講義、事例検討等	10月(予定)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
14	日常生活自立支援事業専門員研修会	日常生活自立支援事業専門員、成年後見コーディネーター等	説明、講義、事例検討等	8月19～20日(予定)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
15	市町村社協管理・指導職員研修会	市町村社協の管理・指導職員	講義、演習等	1月	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
16	ボランティア活動研究会	市町村社協職員等	説明、講義、演習等	7月(予定)	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
17	コミュニティソーシャルワーク研修会	市町村社協職員等	講義、演習、実践発表等	10～11月(前期・後期)	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
18	生活困窮者支援研究会	市町村社協職員等	事例検討	6月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
19	災害対応初動チーム員研修会	市町村社協初動チーム員	講義、意見交換	6月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
20	社協経営研究会	市町村社協職員	講義、意見交換等	5月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
21	①市町村域ネットワーク連絡会議の開催支援 ②災害ボランティアセンター設置運営研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村社協職員、市町村職員、NPO団体職員、民生委員、地域住民等	講義、演習	7～12月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
IV 法人役員・施設長								
1	社会福祉法人経営サポートセミナー	社会福祉法人の役員・職員	社会福祉法人制度改革の定着を図るための支援として、専門家を講師に基礎的な内容を中心としたセミナー及び法人の運営や会計に係る個別相談会の開催	7月～9月頃 (3回開催予定)	①久慈会場及び金石会場各30名程度 ②盛岡会場70名程度	無料	地域福祉課	
2	労働環境整備・改善セミナー	介護施設経営者・管理者・介護職員等	介護事業所における労働環境の整備・改善や職員のスキルアップに資するもの(テーマは検討中)	7月～11月頃(予定)	各300名程度	無料	長寿社会課	
3	事業継続計画策定セミナー	社会福祉法人の役員・職員	事業継続計画策定にかかる講義等	7月	50名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
4	中長期計画策定セミナー	社会福祉法人の役員・職員	法人の中長期計画策定にかかる講義等	1月	50名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
5	福祉施設の自己評価・第三者評価研修	介護施設経営者・管理者・介護職員等	講義等	7月	30名	未定	岩手県社会福祉協議会	
6	人材定着支援セミナー	介護事業所の施設長、管理者、採用・人事育成・労務管理担当者、チームリーダーを担う職員等	介護事業所における職員の定着・離職防止をテーマとしたセミナー	7月～12月頃(予定)	100名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
7	エルダー・メンター制度導入研修	介護事業所の施設長、管理者、職員等	介護事業所におけるエルダー・メンター制度の導入に関する研修・情報交流	7月～12月頃(予定)	50名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
8	社会福祉法人役員研修	社会福祉法人の理事、監事、施設長等	基本理念の理解に加えて、組織課題の解決に向けた考え方を学ぶ。また、社会福祉法人改革を踏まえた、「今後の社会福祉法人」のあり方を構想し、実現していくために主体的に取り組んでいく能力を養うことを目指す。	10月7日、8日	30名	無料	岩手県立大学	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
V 課題別専門分野								
1	生活困窮者自立相談支援事業従事者研修	県、市で生活困窮者自立支援事業の相談業務に従事する者	生活困窮者自立支援事業等において相談に従事する者の資質の向上を図る。	(未定)	60名	無料	地域福祉課	
2	コミュニティソーシャルワーカー養成研修	市町村行政職員、市町村社協職員、相談事業所職員等	講義、演習、ロールプレイ等	7月、8月	未定	未定	地域福祉課	
3	地域づくり実践研修会	地域福祉活動コーディネーター(CSW)養成研修修了者、行政担当者、社協職員等	講義、演習、実践発表等	10月	30名程度	未定	地域福祉課	
4	特別障害者手当と支給事務担当者研修会	市町村等の特別障害者手当支給事務担当者	制度の概要、支給事務の注意点等	4月19日	60名	無料	障がい保健福祉課	
5	ろうあ者・盲ろう者相談員研修会	広域振興局等のろうあ者・盲ろう者相談員	手話技法、盲ろう者とのコミュニケーション実技	5月、7月、9月、11月	14名	無料	障がい保健福祉課	
6	認定調査員・市町村審査会委員研修	認定調査員・市町村審査会委員(予定者含む)	障害支援区分に関する基本的な考え方等	5月	約120名	無料	障がい保健福祉課	
7	市町村長申立支援講座 ※再掲(Ⅱ 地域ケア職員)	市町村職員、地域包括支援センター職員等	市町村長の後見申立ての活用を支援するため、市町村長申立ての実務、市町村の事例紹介等	9月(予定)	約60名	無料	岩手県社会福祉協議会	
8	成年後見制度市町村・中核機関等の職員向け研修	市町村担当者、中核機関等の職員	中核機関の設置運営に向け、新規担当者を含む市町村担当者等の成年後見制度、県内における推進概況並びに成年後見制度利用促進基本計画への理解を深める研修	8月(予定)	約60名	無料	岩手県社会福祉協議会	
9	岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修 ※再掲(Ⅰ 社会福祉施設職員)	所属する法人(施設)・団体等から派遣協力の申出があったチーム員予定者	岩手県災害派遣福祉チーム員となる者が、チーム員登録のために必要な基礎的な知識及び技術等を身に付ける。	未定	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
10	岩手県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修(①・②) ※再掲(Ⅰ 社会福祉施設職員)	岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修	岩手県災害派遣福祉チーム員の技術向上を図る。	未定	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
11	介護福祉士会・社会福祉士会合同研修会	岩手県介護福祉士会・岩手県社会福祉士会会員	未定	6月22日	未定	無料	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)、岩手県社会福祉士会	
12	県指定評価調査者養成研修 福祉施設の自己評価・第三者評価研修会	受審施設、受審予定施設、評価調査候補者	第三者評価の概要、評価基準ガイドラインの解説	7月、10月	40事業所候補者10名	5,000円/人	岩手県社会福祉協議会	
13	暮らし支えるボランティアの集い	ボランティア、民生委員、社協職員、団体職員等	情報交換	10月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
14	ボランティアコーディネーター研修会(災害ボランティア)	市町村社協職員、団体職員等	講義、演習等	7月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
15	三者連携体制の構築に向けた研修会	市町村社協職員、市町村職員、NPO団体職員等	講義、演習等	7月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
16	①市町村域ネットワーク連絡会議の開催支援 ②災害ボランティアセンター設置運営研修	市町村社協職員、市町村職員、NPO団体職員、民生委員、地域住民等	講義、演習	7~12月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
17	成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修	行政、施設、社協職員、三士会等	説明、講義、シンポジウム等	11月(予定)	200名程度	未定	岩手県社会福祉協議会	
18	評価調査者スキルアップ研修	県社協評価者	講義、演習	6月、8月	30名	無料	岩手県社会福祉協議会	
19	県指定評価調査者継続研修	評価調査者	講義等	2月	30名	未定	岩手県社会福祉協議会	
20	コーチング研修	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	自己啓発・組織活性化に向けてのコーチングスキルを専門的に学ぶ	9月30日	45名	無料	岩手県立大学	
21	相談支援研修	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等で相談支援業務に携わっている職員	相談支援に携わっている職員を対象として、多様な課題を抱える要支援者への理解や他職種との連携など、支援の実践的な手法を学ぶ。	11月7日	45名	無料	岩手県立大学	
22	苦情相談・解決研修	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	住民、施設利用者の立場に立ち、自組織や自治体に何を望んでいるかを考えることの重要性を理解した上で、具体的な苦情相談・解決方法を、法的な視点と実践的な手法等から学ぶ。	9月11日	45名	無料	岩手県立大学	
23	高齢者の権利擁護に関する研修	地域包括支援センター等職員、市町村職員、介護保険保険者、保健福祉関係者等	高齢者の権利擁護・虐待に係る事例検討等	①9月 ②10月	2回各50名	無料	いきいき岩手支援財団	
24	キャラバン・メイト養成研修	①市町村職員、地域包括支援センター職員、介護サービス従事者等 ②企業・職域団体職員	キャラバン・メイトの役割、具体的なキャラバン・メイトの活動等	7月、9月	各100名	無料	いきいき岩手支援財団	

	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
25	チームオレンジコーディネーター養成研修	市町村職員、チームオレンジ企画運営者等	チームオレンジの立ち上げ、実際の運営について	①8月 ②10月	2回 各60名	無料	いきいき岩手支援財団	
26	チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修	市町村職員、チームオレンジ企画運営者等	チームオレンジの立ち上げに係る基礎知識、県内事例紹介、情報交換等	6月	60名	無料	いきいき岩手支援財団	
27	認知症地域支援推進員養成研修	市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員等	認知症施策の動向、認知症地域支援推進員の役割について	6月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
28	認知症地域支援推進員活動促進研修	市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員等	推進員の果たすべき役割や認知症施策の現状、課題、重点的取組の方向性を共有	11月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
29	生活支援コーディネーター養成研修	市町村職員、生活支援コーディネーター等	生活支援体制整備の動向、生活支援コーディネーターの役割について	8月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
30	生活支援体制運営研修	市町村職員、生活支援コーディネーター等	生活支援の現状、課題、重点的に進める取組の方向性について	7月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
31	生活支援体制テーマ別研修	市町村職員、生活支援コーディネーター等	移動支援をテーマとし、移動支援に関する制度や先進事例を踏まえ、関係者が協働して地域の移動支援サービスを実施していくための実践的な内容	11月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
32	生活支援コーディネーター現地研修	市町村職員、生活支援コーディネーター等	サービス実施に係る実践的な知識を習得、情報交換を目的とする	①9月 ②10月	各30名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
33	介護予防事業に参画するリハビリテーション専門職育成研修	リハビリテーション専門職員	介護予防事業への関与の手法や、多職種との連携、リハ職の役割について理解を深める	8月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
34	地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修	リハビリテーション専門職員	自立支援型地域ケア会議への関与の手法や、多職種との連携、リハ職の役割について理解を深める	10月	65名程度	無料	いきいき岩手支援財団	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
VI 地域福祉活動者(民生児童委員)								
1	戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員研修会	戦没者遺族相談員、戦傷病者相談員	相談員制度の趣旨、並びに業務に必要な知識の教授及び業務の処理方法等についての指導等を行うことにより、相談業務の適正な実施を図るもの。	1月～2月(予定)	30名	-	地域福祉課	
2	民生(児童)委員研修(主任児童委員)	主任児童委員、単位民児協会長・副会長	講義、演習等	9月中旬	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
3	新任民生(児童)委員研修	新任民生(児童)委員	一斉改選後、新任の民生委員に対し、民生委員活動の基本知識・技術の習得を図る。	6月～9月(予定)	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
4	市町村民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会	単位民児協の会長、副会長	行政説明、講演、事例報告	1月～2月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
5	民生委員等を対象とした相談事業研修会	民生委員・児童委員、心配ごと相談所相談員、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員	講義、演習等	7月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
6	民生委員児童委員中堅研修	民生(児童)委員	概ね2期目以上の民生委員・児童委員を対象に、関係者との協働による福祉課題の早期発見、相談・支援及び地域福祉推進の実践力向上を図る	9月～10月(予定)	各100名	-	岩手県社会福祉協議会	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
VII 資格取得・人材養成								
1	主治医研修	主治医意見書を記載する(予定を含む)医師	主治医意見書の記載方法や介護保険制度の動向についての講義等	1月～3月頃	100名程度	無料	長寿社会課	
2	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する(予定を含む)者	要介護認定の基本的な考え方、認定調査の実施方法についての講義等	4月、10月頃	計400名程度	無料	長寿社会課	
3	介護認定審査会委員研修	新規に介護認定審査会委員に就任する(予定を含む)者	要介護認定関係制度論、要介護認定等基準の考え方についての講義等	5月～7月頃	100名程度	無料	長寿社会課	
4	介護人材マッチング支援事業(介護入門者研修事業)	中高年齢者等	介護未経験者に対する入門的研修を実施し、研修受講者と具体的に人材が欲しい施設・事業者とマッチングを行う。	未定	各10名程度	無料	長寿社会課	
5	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) 講義(アイーナ)	介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得(講義)	グループA及びグループBの日程(予定) 6～7月頃	150名程度(内訳) A:80名 B:80名	受講料28,000円	岩手県社会福祉協議会	
6	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) 筆記試験(アイーナ)	介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得(筆記試験)	グループA及びグループB:8月頃	150名程度(内訳) A:80名 B:80名	受講料28,000円を含む	岩手県社会福祉協議会	
7	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) 演習(アイーナ)グループA	介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得(演習)	8月頃	80名	受講料28,000円を含む	岩手県社会福祉協議会	
8	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) 演習(アイーナ)グループB	介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得(演習)	9月頃	75名程度	受講料28,000円を含む	岩手県社会福祉協議会	
9	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) オプション演習(胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形))(ふれあいランド岩手)	介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得(演習)	10月頃	10名程度	受講料21,000円	岩手県社会福祉協議会	
10	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) 指導者養成講習:新規申込	看護師	介護職員等がたんの吸引等を実施するために受講することが必要な研修の講師及びその指導者を養成(講義・演習・指導演習)	8～9月頃	30名	無料	岩手県社会福祉協議会	
11	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号・第二号研修) 指導者養成講習:再受講	看護師	介護職員等がたんの吸引等を実施するために受講することが必要な研修の講師及びその指導者を養成(演習)	9月頃	20名	無料	岩手県社会福祉協議会	
12	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第一号研修又は第二号研修・不特定の者対象)	介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得	随時	実施主体により異なる	実施主体により異なる	各登録研修機関	
13	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第三号研修・特定の者対象)	障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療施設除く)の介護職員等	特定の者を対象に喀痰吸引等を実施できる介護職員等を養成	随時	実施主体により異なる	実施主体により異なる	各登録研修機関	
14	岩手県介護職員等医療的ケア研修(第三号研修・特定の者対象) 筆記試験	障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療施設除く)の介護職員等	たん吸引等の医療的ケアに必要な知識及び技術を習得(筆記試験)	随時	実施主体により異なる	実施主体により異なる	各登録研修機関	
15	失語症者向け意思疎通支援者養成研修	失語症者向け意思疎通支援活動が可能なる者	失語症者の意思疎通を支援するため、最低限必要な知識及び技術を習得する。	未定	10名	未定	岩手県言語聴覚士会	
16	放課後児童支援員資質向上研修	放課後児童健全育成事業従事者	児童の処遇向上のため、安全管理・生活指導・遊びの指導等に関する知識を習得する。	12月～1月(予定)	100名	無料	子ども子育て支援室	
17	放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童健全育成事業従事者	放課後児童健全育成事業を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する。	6月18日～19日 6月25日～26日 7月9日～10日 8月27日～28日 9月17日～18日 9月24日～25日 10月1日～2日 10月22日～23日 ※現時点での予定	30～100名	無料	子ども子育て支援室	
18	子育て支援員研修	育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者	国のガイドラインに基づき研修を実施し、保育士資格を持たない保育現場に従事する人材を養成する。	未定	300名	無料(テキスト代別途)	子ども子育て支援室	

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
19	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修	市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者、児童相談所の新任職員等	・要保護児童対策地域協議会の運営のあり方について ・児童虐待への的確な対応について 等	11月～12月頃 (計5日間)	20名程度	無料	子ども子育て支援室	
20	児童福祉司任用前講習	社会福祉主事で2年以上児童福祉業務に従事した者、要保護児童対策地域協議会調整担当者等	児童福祉司として必要とされる知識・スキルについての講義・演習	未定	20名程度	無料	子ども子育て支援室	
21	児童福祉司任用後研修	新任児童福祉司	児童福祉司の実務に必要とされる知識・スキルについての講義・演習	未定	20名程度	無料	子ども子育て支援室	
22	養育里親・養子縁組里親認定前研修	養育里親、養子縁組里親としての登録を希望する者	里親に求められる知識・スキルについての研修 福祉総合相談センター：1回目5月下旬～7月上旬、2回目9月上旬～11月下旬	年2回実施(1回延べ4日程度)	未定	無料	福祉総合相談センター、各児童相談所	追加
23	里親更新研修	養育里親として登録された者(5年ごと)	里親に求められる知識・スキルについての研修 福祉総合相談センター：7月下旬～8月上旬頃 －関児相・宮古児相：8月頃	1日程度	未定	無料	福祉総合相談センター、各児童相談所	追加
24	専門里親認定研修	専門里親への登録を希望する者	専門里親として必要とされる知識・スキルについての講義・演習	未定	未定	未定	子ども子育て支援室	
25	専門里親更新研修	専門里親として登録された者(2年ごと)	専門里親としての資質向上を図るための講義・演習	未定	未定	未定	子ども子育て支援室	
26	県ホームヘルパー協議会現任者研修④	ホームヘルパー(会員・非会員)	未定	8月、11月	未定	未定	岩手県ホームヘルパー協議会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
27	県ホームヘルパー協議会ホームヘルプ研修会	ホームヘルパー(会員・非会員)	講演、意見交換等	6月	未定	無料	岩手県ホームヘルパー協議会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	追加
28	障がい者グループホームの世話人を対象とした研修会	障がい協会員事業所職員	講演、意見交換会等	実施時期未定 県内2か所で開催予定	未定	無料	岩手県社会福祉協議会	
29	県介護福祉士会現任者研修会	介護福祉士会会員、県内の介護従事者等	未定	未定	40名	会員無料 非会員3,000円	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
30	介護福祉士基本研修会	実務経験2年未満の介護福祉士	生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に繋げる	8月22日～23日、9月5日～6日	20名	会員5,000円 非会員20,000円	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
31	介護福祉士受験対策模擬試験(筆記)	介護福祉士国家試験受験予定者	全国一斉模擬試験 (日本介護福祉士会 模擬試験を使用)	11月16日	70名	5,000円	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
32	介護支援専門員実務研修受講試験 受験対策講座	介護支援専門員実務研修受講試験の対象者	介護支援分野及び保健医療・福祉分野のポイント	8月10日～11日	40名	会員10,000円 非会員15,000円	岩手県社会福祉協議会	
33	介護支援専門員実務研修受講試験 受験対策模擬試験	介護支援専門員実務研修受講試験の対象者	介護支援分野及び保健医療・福祉分野のポイント	9月7日	40名	会員8,000円 非会員13,000円	岩手県社会福祉協議会	
34	県介護支援専門員協会定例研修会	県介護支援専門員協会会員	介護支援専門員業務に関する研修	6月22日、未定(2回)	未定	会員無料 非会員3,000円	岩手県介護支援専門員協会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
35	介護職種の技能実習指導員講習会	介護職種の技能実習生受入予定施設の職員等	制度の概要、実習内容、実習生受入に係る留意点等	1月17日	40名	無料	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
36	介護福祉士会倫理・倫理綱領に関する研修会	会員又は県内の介護福祉士、介護職員	職業倫理、倫理綱領、災害ボランティア活動への心構え等	未定	未定	未定	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
37	災害ボランティア研修	介護福祉士会会員、県内の介護従事者等	災害ボランティア活動への心構え等	未定	未定	未定	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
38	介護入門的研修	介護に興味・関心があり介護の仕事未経験の方	介護に関する入門的研修	①7月25日、8月1日、8日 ②未定	10名程度	無料	岩手県社会福祉協議会	
39	介護福祉士ファーストステップ研修	介護福祉士会会員、県内の介護従事者等	ケア、連携、運営管理の基礎等	7月～3月	10名	会員60,000円 非会員100,000円	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	
40	VR認知症体験会	介護福祉士会会員、県内の介護従事者等	認知症のある方への理解を深め、実際の介護現場で生かせるよう、介護福祉士としての資質向上に繋げる	9月21日	80名	会員無料 非会員3,000円	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	追加
41	介護福祉士実習指導者講習会	介護福祉士養成実習施設において実習指導者となる者及び現に実習指導者を担っている者	制度の概要、実習内容、実習生受入に係る留意点等	10月17日～18日、10月31日～11月1日	40名	会員20,000円 非会員31,000円	岩手県介護福祉士会(事務局:岩手県社会福祉協議会)	追加
42	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	実務に就く際に介護支援専門員として必要な知識及び技能	12月～3月	100名程度	43,800円 (別途テキスト代)	いきいき岩手支援財団	

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
43	介護支援専門員再研修	5年以上実務に就いていない介護支援専門員で、新たに実務に就こうとする者	実務に就く際に介護支援専門員として必要な知識及び技能	5月～7月	30名程度	34,900円 (別途テキスト代)	いきいき岩手支援財団	
44	介護支援専門員更新研修(実務未経験者向け)	介護支援専門員証を更新する介護支援専門員のうち、実務経験がない者	介護支援専門員として必要な専門知識及び技術	6月～7月	120名程度	34,900円 (別途テキスト代)	いきいき岩手支援財団	
45	介護支援専門員専門研修Ⅰ	介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後6カ月以上の者	介護支援専門員として必要な専門知識及び技術	6月～8月	100名程度	21700円 (別途テキスト代)	いきいき岩手支援財団	
46	介護支援専門員専門研修Ⅱ	介護支援専門員としての実務に従事している者で、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者	介護支援専門員として必要な専門知識及び技術	8月～11月	50名程度	17,500円	いきいき岩手支援財団	
47	介護支援専門員更新研修(実務経験者向け、初回更新)	介護支援専門員証の更新をする介護支援専門員のうち、実務経験があり、かつ更新が1回目である者	介護支援専門員として必要な専門知識及び技術	6月～11月	30名程度	39,200円 (別途テキスト代)	いきいき岩手支援財団	
48	介護支援専門員更新研修(実務経験者向け、2回目以降の更新)	介護支援専門員証の更新をする介護支援専門員のうち、実務経験があり、かつ更新が2回目以降である者	介護支援専門員として必要な専門知識及び技術	8月～11月	320名程度	17,500円	いきいき岩手支援財団	
49	主任介護支援専門員研修	専任の介護支援専門員として5年以上実務に従事した者等	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術	8月～12月	100名程度	29,500円	いきいき岩手支援財団	
50	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者であり、かつ一定の要件を満たす者	主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上	6月～9月	160名程度	16,500円	いきいき岩手支援財団	
51	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	指定小規模多機能型居宅介護支援事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になる予定の者で認知症介護実践者研修の修了者	計画作成担当者として必要な知識及び技術	11月	50名	4,800円	いきいき岩手支援財団	
52	認知症対応型サービス事業管理者研修	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護)事業所の管理者又は管理者になる予定の者で認知症介護実践者研修の修了者	管理者として必要な知識及び技術	10月	2回 100名	4,500円	いきいき岩手支援財団	
53	認知症対応型サービス事業開設者研修	指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)事業者の代表者	代表者として必要な知識及び現場体験	8月	20名	5,000円 ※現場体験費用は別途	いきいき岩手支援財団	
54	スクールソーシャルワーカー養成研修	スクールソーシャルワーカーへの従事を希望する者、及びスクールソーシャルワーカーに関心のある者	スクールソーシャルワークの必要な知識と技術及び演習	6月29日～30日	30名	無料	岩手県社会福祉士会	

令和6年度保健福祉部研修実施計画(概要)

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
VIII 福祉行政職員研修								
1	福祉行政職員初任者研修(全体)	県、市町村福祉担当新任職員	行政機構の組織や分野の枠を超えて、社会福祉の基本理念と倫理、地域における福祉行政のあり方と役割(責任)を包括的に学ぶとともに、福祉行政職の専門性、キャリア形成についての理解を深める。	オンデマンド研修 5月20日～ 対面研修 5月31日	80名	無料	岩手県立大学	
2	福祉行政職員初任者研修(少人数演習/生活保護)	県、市町村福祉担当新任職員	生活保護、生活困窮者自立支援における福祉実践と福祉行政の役割等を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	6月6日	45名	無料	岩手県立大学	
3	福祉行政職員初任者研修(少人数演習/高齢)	県、市町村福祉担当新任職員	高齢者福祉における福祉実践と福祉行政の役割等(地域包括ケアシステムの構築を含む)を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	6月7日	25名	無料	岩手県立大学	
4	福祉行政職員初任者研修(少人数演習/障がい)	県、市町村福祉担当新任職員	障がい福祉における福祉実践と福祉行政の役割等(地域自立支援協議会の運営を含む)を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	7月8日、9日	25名	無料	岩手県立大学	
5	福祉行政職員初任者研修(少人数演習/児童)	県、市町村福祉担当新任職員	子ども・家庭福祉における福祉実践と福祉行政の役割等(子ども・子育て新制度の構築など)を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	7月30日	25名	無料	岩手県立大学	
6	福祉行政職員初任者等フォローアップ研修	県、市町村福祉担当新任職員	福祉行政職員初任者研修を受講した職員や若手の福祉行政職員向けに、福祉行政の専門的知識、政策形成能力、キャリア形成に関する理解を深める。	1月頃	-	無料	岩手県立大学	
7	生活困窮者自立相談支援事業従事者研修 ※再掲(V 課題専門分野)	県、市で生活困窮者自立支援事業の相談業務に従事する者	生活困窮者自立支援事業等において相談に従事する者の資質の向上を図る。	(未定)	60名	無料	地域福祉課	
8	コミュニティソーシャルワーカー養成研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村行政職員、市町村社協職員、相談事業所職員等	講義、演習、ロールプレイ等	7月、8月	未定	未定	地域福祉課	
9	市町村長申立支援講座 ※再掲(II 地域ケア職員)	市町村職員、地域包括支援センター職員等	市町村長の後見申立ての活用を支援するため、市町村長申立ての実務、市町村の事例紹介等	9月(予定)	約60名	無料	岩手県社会福祉協議会	
10	成年後見制度市町村・中核機関等の職員向け研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村担当者、中核機関等の職員	中核機関の設置運営に向け、新規担当者を含む市町村担当者等の成年後見制度、県内における推進概況並びに成年後見制度利用促進基本計画への理解を深める研修	8月(予定)	約60名	無料	岩手県社会福祉協議会	
11	三者連携体制の構築に向けた研修会 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村社協職員、市町村職員、NPO団体職員等	講義、演習等	7月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
12	①市町村域ネットワーク連絡会議の開催支援 ②災害ボランティアセンター設置運営研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村社協職員、市町村職員、NPO団体職員、民生委員、地域住民等	講義、演習	7～12月	未定	未定	岩手県社会福祉協議会	
13	高齢者の権利擁護に関する研修 ※再掲(V 課題専門分野)	地域包括支援センター等職員、市町村職員、介護保険保険者、保健福祉関係者等	高齢者の権利擁護・虐待に係る事例検討等	①9月 ②10月	2回 各50名	無料	いきいき岩手支援財団	
14	キャラバン・メイト養成研修 ※再掲(V 課題専門分野)	①市町村職員、地域包括支援センター職員、介護サービス従事者等 ②企業・職域団体職員	キャラバン・メイトの役割、具体的なキャラバン・メイトの活動等	7月、9月	各100名	無料	いきいき岩手支援財団	
15	チームオレンジコーディネーター養成研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、チームオレンジ企画運営者等	チームオレンジの立ち上げ、実際の運営について	①8月 ②10月	2回 各60名	無料	いきいき岩手支援財団	
16	チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、チームオレンジ企画運営者等	チームオレンジの立ち上げに係る基礎知識、県内事例紹介、情報交換等	6月	60名	無料	いきいき岩手支援財団	
17	認知症地域支援推進員養成研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員等	認知症施策の動向、認知症地域支援推進員の役割について	6月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
18	認知症地域支援推進員活動促進研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員等	推進員の果たすべき役割や認知症施策の現状、課題、重点的取組の方向性を共有	11月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
19	生活支援コーディネーター養成研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、生活支援コーディネーター等	生活支援体制整備の動向、生活支援コーディネーターの役割について	8月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
20	生活支援体制運営研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、生活支援コーディネーター等	生活支援の現状、課題、重点的に進める取組の方向性について	7月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
21	生活支援体制テーマ別研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、生活支援コーディネーター等	移動支援をテーマとし、移動支援に関する制度や先進事例を踏まえ、関係者が協働して地域の移動支援サービスを実施していくための実践的な内容	11月	50名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
22	生活支援コーディネーター現地研修 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村職員、生活支援コーディネーター等	サービス実施に係る実践的な知識を習得、情報交換を目的とする	①9月 ②10月	各30名程度	無料	いきいき岩手支援財団	
23	障がい者虐待防止研修 ※再掲(I 社会福祉施設職員等)	事業所、施設等の管理者・設置者、事業所等職員、市町村等窓口職員	障害者虐待防止法についての基本的な理解、事業所等における障がい者虐待を未然に防止する体制構築、事実確認調査の対応 等	12月	未定	無料	障がい保健福祉課	

No.	研修名称	対象者	内容	開催時期	定員	研修費用	問合せ先	備考
24	特別障害者手当と支給事務担当者研修会 ※再掲(V 課題専門分野)	市町村等の特別障害者手当支給事務担当者	制度の概要、支給事務の注意点等	4月19日	60名	無料	障がい保健福祉課	
25	ろうあ者・盲ろう者相談員研修会 ※再掲(V 課題専門分野)	広域振興局等のろうあ者・盲ろう者相談員	手話技法、盲ろう者とのコミュニケーション実技	5月、7月、9月、11月	14名	無料	障がい保健福祉課	
26	女性支援担当者会議・研修	女性支援業務担当者(市町村職員・婦人相談員、広域振興局保健福祉環境部等の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員、婦人保護施設職員、母子生活支援施設職員等)	関係機関がそれぞれ役割を理解するとともに、適切な保護・支援を行うことができるよう、職員の資質向上を図る。	4月24日	70名程度	無料	子ども子育て支援室	
27	女性支援事業啓発セミナー	女性支援業務担当者(市町村職員・婦人相談員、広域振興局保健福祉環境部等の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員、婦人保護施設職員、母子生活支援施設職員等)	女性支援事業関係者の資質向上を図る。	時期調整中	70名程度	無料	子ども子育て支援室	
28	女性支援担当職員専門研修	女性支援業務担当者(市町村職員・婦人相談員、広域振興局保健福祉環境部等の職員、配偶者暴力相談支援センターの職員、婦人保護施設職員、母子生活支援施設職員等)	DV対策を含む困難な問題を抱える女性への支援業務に係る社会資源や支援方法を共有し、相談担当者の資質と処遇技術の向上を図る。	時期調整中	70名程度	無料	子ども子育て支援室	
29	基幹的職員研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等の職員(実務経験概ね10年以上)のうち、基幹的職員の役割を担うことが想定される者	スーパーバイズを行う上で必要な知識及び技能の習得を図る。	前期:10月頃 後期:12月頃	未定	無料	子ども子育て支援室	
30	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 ※再掲(VII 資格取得・人材養成)	市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者、児童相談所の新任職員等	・要保護児童対策地域協議会の運営のあり方について ・児童虐待への的確な対応について 等	11月～12月頃 (計5日間)	20名程度	無料	子ども子育て支援室	
31	児童福祉司任用前講習 ※再掲(VII 資格取得・人材養成)	社会福祉主事で2年以上児童福祉業務に従事した者、要保護児童対策地域協議会調整担当者等	児童福祉司として必要とされる知識・スキルについての講義・演習	未定	20名程度	無料	子ども子育て支援室	
32	児童福祉司任用後研修 ※再掲(VII 資格取得・人材養成)	新任児童福祉司	児童福祉司の実務に必要とされる知識・スキルについての講義・演習	未定	20名程度	無料	子ども子育て支援室	
33	コーチング研修 ※再掲(V 課題専門分野)	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	自己啓発・組織活性化に向けてのコーチングスキルを専門的に学ぶ	9月30日	45名	無料	岩手県立大学	
34	相談支援研修 ※再掲(V 課題専門分野)	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等で相談支援業務に携わっている職員	相談支援に携わっている職員を対象として、多様な課題を抱える要支援者への理解や他職種との連携など、支援の実践的な手法を学ぶ。	11月7日	45名	無料	岩手県立大学	
35	苦情相談・解決研修 ※再掲(V 課題専門分野)	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	住民、施設利用者の立場に立ち、自組織や自治体に何を望んでいるかを考えることの重要性を理解した上で、具体的な苦情相談・解決方法を、法的な視点と実践的な手法等から学ぶ。	9月11日	45名	無料	岩手県立大学	

2 介護福祉士等修学資金貸付事業について

(1) 養成施設に修学する者に対する貸付

- ・ 介護福祉士等の養成施設に修学する者を対象に、下表のとおり貸付事業を実施
- ・ 平成 25 年度から、生活困窮世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設への進学を希望する場合に通常の貸付内容に加え、在学中の生活費の一部に充当できる「生活費加算」を実施

実施年度	平成 21 年度～
実施主体	岩手県社会福祉協議会（県補助事業）
貸付対象	1 県内の者で、県内外の社会福祉士又は介護福祉士養成施設に在学する者 2 生活費加算に該当する者は次のとおり ① 生活保護受給世帯の者であって、養成施設等に入学し、在学する者 ② ①に準ずる経済状況にある世帯の者として、知事が必要と認める者※ ※ 市町村民税の非課税世帯又は減免世帯の者、国民年金の掛金の減免世帯の者、国民健康保険料の減免又は徴収の猶予世帯の者、その他知事が特に加算することが必要と認める者
貸付期間	基本修学年限（1～4年）（在学期間（2年又は4年）の範囲内）
貸付金額 （無利子）	① 月額 5 万円 ② 入学準備金 20 万円（初回限り） ③ 就職準備金 20 万円（最終回限り） ④ 生活費加算 月額生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額以内※ ※ 貸付対象者の年齢、居住地により異なる （例：盛岡市在住 18 歳の場合 38,290 円） ⑤ 国家試験対策費用（年額 4 万円）（平成 28 年度から、介護福祉士のみを対象）
返還免除	資格取得後、県内社会福祉施設等に 3 年間従事した場合に全額免除 （修学資金貸付期間に相当する期間以上に従事した場合は、従事した期間に応じて一部免除）
返還方法	貸付けを受けた期間に 2.5 を乗じた期間内に月賦又は半年賦の方法による均等払い

※ 貸付制度の詳細については、実施主体である岩手県社会福祉協議会ホームページを参照願います。

(2) 実務者研修受講者に対する貸付

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、実務経験のみの者は、介護福祉士国家試験の受験資格として、実務者研修の修了が義務付けられたことに伴い、実務者研修受講者に対する貸付を実施

実施年度	平成 27 年度～
実施主体	岩手県社会福祉協議会（県補助事業）
貸付対象	県内に居住する実務者研修の受講者

貸付期間	20万円（無利子）
貸付申請時期	研修開始日の2か月前～研修開始前日
返還免除	養成施設等を卒業し、資格を取得した日から1年以内に県内で介護福祉士として就職し、2年間（原則）業務した場合返還免除

※ 貸付制度の詳細については、実施主体である岩手県社会福祉協議会に直接問合せ願います。

(3) 再就職準備金の貸付

介護職としての一定の知識及び経験を有し、離職した者に対し、再就職する場合の就職準備金の貸付けを実施

実施年度	平成28年度～
実施主体	岩手県社会福祉協議会（県補助事業）
貸付対象	潜在介護人材（離職した介護職員。1年以上の経験を有する者）
貸付金額	40万円（無利子）
返還免除	県内で2年間、介護職員として継続従事した場合返還免除

※ 貸付制度の詳細については、実施主体である岩手県社会福祉協議会に直接問合せ願います。

(4) 介護分野、障害福祉分野就職者への貸付

他業種から介護分野または障害福祉分野における介護職に参入しようとする者等に対し、就職に必要な資金の貸付けを実施

	介護分野就職支援金	障害福祉分野就職支援金
実施年度	令和3年度～	
実施主体	岩手県社会福祉協議会（県補助事業）	
貸付対象	他業種等で働いていた者等（介護分野又は障害福祉分野業務未経験、無資格者、無職等）であって、公的職業訓練機関における介護職員初任者研修等を修了した者	他業種等で働いていた者等（介護分野又は障害福祉分野業務未経験、無資格者、無職等）であって、公的職業訓練機関における介護職員初任者研修や居宅介護初任者研修等を修了した者
貸付金額	20万円以内	
返還免除	県内で2年間、介護職員等として継続従事した場合返還免除	県内で2年間、障害福祉職員として継続従事した場合返還免除

※ 貸付制度の詳細については、実施主体である岩手県社会福祉協議会に直接問合せ願います。

(5) 福祉系高校入学者への貸付

福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者に対し、修学資金の貸付けを実施

実施年度	令和3年度～
実施主体	岩手県社会福祉協議会（県補助事業）
貸付対象	介護福祉士の資格取得後に介護分野への就職を目指す福祉系高校在学者

	(令和6年4月1日時点で、県内で該当する高校は岩手女子高等学校)
貸付金額	①修学準備金 ②介護実習費3万円/年 ③国家試験受験対策費4万円/年 ④就職準備金20万円(最終回限り)
返還免除	県内で3年間、介護職員として継続従事した場合返還免除 (介護分野以外の返還免除対象業務に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還 充当資金貸付事業に借換えた上で、3年間継続従事することで、返還免除)

※ 貸付制度の詳細については、実施主体である岩手県社会福祉協議会に直接問合せ願います。

(6) 直近の主な改正点

・ 介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付

国の介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱の改正により、返還債務の免除までの業務従事期間が3年間である地域が、過疎地域のほか、離島及び中山間地域等に拡充されたことに伴い、岩手県は全市町村が拡充後の地域の範囲に含まれることから、資格登録日と岩手県内で初めて返還免除対象業務の従事を開始する日のいずれか遅い日が令和5年4月1日以降の借受人については、3年間引続き業務に従事することで返還が免除されることとなった。

(7) 他支援との併用等

令和2年4月から実施された「高等教育の修学支援新制度」と「介護福祉士修学資金等貸付制度」を併せて利用(併給)する場合、介護福祉士修学資金等貸付制度の一部の資金について、貸付対象外となるものがあります。

また、併給に際しては、高等教育の修学支援新制度を優先に適用されるため、介護福祉士修学資金等貸付制度の貸付手続きが遅くなることを、あらかじめ御理解願います。

「障害福祉分野就職支援金貸付制度」、「介護分野就職支援金貸付制度」及び「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」についても、併給できない場合があります。

※ 詳細は、介護福祉士修学資金等貸付制度の実施主体である岩手県社会福祉協議会に直接問合せ願います。

市町村に協力を依頼する事項	○ 貸付を希望する者等から市町村に対して問い合わせがあった場合は、実施主体である岩手県社会福祉協議会の紹介をお願いします。
---------------	---

【参考】

広域振興局等の取組事項	○ 貸付を希望する者等から、振興局等に対して問い合わせがあった場合は、実施主体である岩手県社会福祉協議会の紹介について留意すること。
-------------	--

3 社会福祉施設等の安全対策について

(1) 全体の方向性

社会福祉施設等における今後の防災体制を推進する対応方向等については、平成 28 年度、岩手県防災会議幹事会議社会福祉施設等防災分科会において検討が進められたところ。

この中で、**水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等**においては、**非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を徹底**することや継続的な改善に取り組んでいくべきであること、**県や市町村等は施設等に対し取組事例の情報提供等の支援や非常災害対策計画策定等の指導・助言**を行っていくべきことなどが取りまとめられたところ。

これら分科会取りまとめ結果を踏まえ、**県、市町村、関係機関が連携しながら取組を進め、社会福祉施設等における防災対策の強化に努めていくこと。**

(2) 取組状況

ア 県の施設等の所管課及び市町村に対し、水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等について、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況の把握、防災体制の改善指導等の徹底を依頼

イ 施設等の特徴に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施等の充実を図ることを目的に、取組事例を収集して市町村等に事例集を配付し、施設等への周知や指導・助言時の活用を依頼

ウ 社会福祉施設等に係る監査指導の重点事項に防災対策に関する事項を明記し、併せて、指導監査の主眼事項及び着眼点に水害・土砂災害に関する確認事項を明記

エ 内閣府主催の避難確保計画策定に係るモデル事業の実施施設に本県施設が選定されたことから、平成 29 年 7 月から、総務部、県土整備部とともにワークショップ等に参加し、モデル事例となる避難確保計画等を検討

オ 避難訓練の実施結果に基づく非常災害対策計画の改善等により、実効性のある防災体制を整備し、災害時における実際の避難行動に結びつけていくことを促すため、施設等が特に留意すべき事項を取りまとめ、市町村等を通じて周知

(3) 今後の取組

引き続き、指導監査時等の機会を捉え、**施設における水害・土砂災害に関する非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況、避難情報発令時等における対応等**について確認するほか、必要に応じて注意喚起を行うなど、定期的に指導・助言を実施

(4) 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、令和 3 年 4 月 15 日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」に基づき、**災害時情報共有システム等により厚生労働省に情報提供することとされている。**

当該システムは令和 3 年度から運用が開始されていることから、報告や取りまとめ担当となっている市町村担当部署においては、**システムの操作方法を確認いただき、災害発生時の迅速な対応に御協力いただきたい。**

また、令和 5 年度から災害を想定した災害時情報共有システムの操作訓練を実施しており、令和 6 年度は大船渡市、北上市、一関市、八幡平市、田野畑村、軽米町及び洋野町が対象となっていることから、ご留意いただきたい。

【手続きの概要】

- ・ 通知の 1 (3) ①に基づき、当該システムに施設情報の登録・更新を行うこと
- ・ 災害発生時には、県の各施設所管課から被災状況報告を依頼するので、社会福祉施設等は、当該システムにより、被災状況等の情報提供を行うこと
- ・ 当該システムの対象外施設は、別途作成する「施設リスト」に基づき、都道府県等又は市町村が、被災状況等の情報提供を行うこと

- ・ その他、災害発生時点で当該システムに未登録の社会福祉施設や、システムに障害が発生した際は、メール等により報告を行う必要があること

市町村の取組事項	○ 水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している所管施設等に対し、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を徹底するよう指導・助言を行う。
市町村に協力を依頼する事項	○ 施設等の非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況等を把握するための調査を実施するので、協力をお願いします。 【照会時期(予定)】7月末 ○ 平時における災害時情報共有システムの操作方法等の確認及び災害発生時における被害状況把握等をお願いします。

【参考】令和6年度の広域振興局等の取組

広域振興局等の取組事項	○ 水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している所管施設等に対し、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を徹底するよう、施設指導監査の機会等を捉えた指導・助言を行う。
広域振興局等に協力を依頼する事項	○ 施設等の非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況等を把握するための調査を実施するので、協力をお願いします。 【照会時期(予定)】7月末 ○ 平時から、社会福祉施設等に対し、災害発生時には速やかに被災状況等を県又は市町村に報告するよう周知を図ることをお願いします。 ○ 災害発生時には、必要に応じて被害状況把握等をお願いします。

【参考】

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定等の状況（令和5年7月末）

1 洪水浸水想定区域内の施設【施設数：720施設（11施設増）】

① 非常災害対策計画の策定の状況

十分な計画となっている施設数	要改善施設数	
	不十分な計画	計画未策定
691 (96.0%) 前回調査比：0.5%改善	10 (1.4%)	19 (2.6%)
	29 (4.0%)	

② 避難訓練の実施状況

訓練実施	訓練未実施
259 (36.0%) R4.7末実施率：39.8%	461 (64.0%)

2 土砂災害警戒区域内の施設【施設数：243施設（19施設増）】

① 非常災害対策計画の策定の状況

十分な計画となっている施設数	要改善施設数	
	不十分な計画	計画未策定
225 (92.6%) 前回調査比：4.7%悪化	7 (2.9%)	11 (4.5%)
	18 (7.4%)	

② 避難訓練の実施状況

訓練実施	訓練未実施
103 (42.4%) R4.7末実施率：53.6%	140 (57.6%)

○ 参考

- ・避難訓練の実施状況は、令和5年4～7月末の訓練実施状況を確認したもの。（自然災害に対応した実効性のある訓練の状況を把握するためには、施設職員の人事異動後の新体制であること、また出水期前の訓練が行われていることを重点に調査する必要があることから、年度ごとの実施状況を確認することとしているもの。）

(改正後全文)

子発0415第4号

社援発0415第5号

障発0415第1号

老発0415第5号

令和3年4月15日

改正 こ成事第529号

社援発1020第1号

障発1020第1号

老発1020第1号

令和5年10月20日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公印省略)

厚生労働省老健局長

(公印省略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号。以下「旧通知」という。)により、各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用

する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等（以下「被災状況等」という。）を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、こども家庭庁や厚生労働省などの関係者間で共有することが重要である。

今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児関係施設、高齢者関係施設、障害者関係施設及び婦人保護関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を構築し、令和3年度から運用が開始されることから、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

本通知の発出により、旧通知は、令和3年4月15日をもって廃止する旨を併せて申し添える。

記

1. 平時における取組について

災害発生時に、被災状況等の把握等を行うにあたっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下に示す取組を推進するとともに、関係者へ周知すること。

(1) 被災状況等の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況等が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局（以下「施設所管部局」という。）間との連絡調整及び被災状況等の情報収集に係る取りまとめを行う部局（以下「取りまとめ部局」という。）を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくとともに、情報収集等に係る役割の明確化等しておくこと。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築や役割分担について

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を迅速かつ的確に行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワーク（災害福祉支援ネットワーク等）づくりの推進をするとともに、事前に災害発生時におけるネットワーク本部機能を務める主管部局を決め、業務内容ごとにそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくこと。

また、災害時情報共有システムで把握した被災状況等の詳細確認、停電等による通信障害などにより別紙「対象施設種別」のうち「災害時情報共有システム対象施設種別」（以下「システム対象施設」という。）で入力できない場合には、2.（2）に基づいて行う代行入力について、都道府県と市区町村との役割分担についても取りまとめ部局を中心に整理しておくこと。

(3) 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等

災害時情報共有システムでは、災害発生時に迅速かつ正確に被災状況等を把握することが可能となり、適切な支援につなげることができる。このためには、平時においては以下に留意して、システム対象施設の正確な施設情報を災害時情報共有システムへ登録しておくとともに、定期的に施設情報の更新をしておく必要がある。

① 施設情報の登録等について

取りまとめ部局及び施設所管部局は、都道府県で登録する必要がある施設情報については速やかに登録し、市区町村で登録する必要がある施設情報については、社会福祉施設等の施設情報が適切に登録されているかどうかの確認を行うとともに、施設情報が適切に登録されていない社会福祉施設等や施設情報が未登録の社会福祉施設等が所在する市区町村に対し、早急に施設情報の登録を行うよう促すこと。

なお、別紙「対象施設種別」のうち、救護施設等のその他施設については、災害時情報共有システムの対象となっていないため、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況等について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式の「基本情報」欄を記

載することにより、都道府県等管内の一覧表（以下「施設リスト」という。）を作成しておくこと。

② 施設情報の更新について

災害時情報共有システムに登録されているシステム対象施設の施設情報は最新のものとなっている必要があるため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、常に確認を行うこと。また、施設情報に変更があった場合には、都道府県で更新する必要がある施設情報については速やかに更新し、市区町村で更新する必要がある施設情報については、当該社会福祉施設等が所在する市区町村に対し、速やかに施設情報の更新を行うよう促すこと。

救護施設等のその他施設については、毎年度当初には施設リストの基本情報を確認し、必要に応じて更新を行うこと。また、毎年度当初以降に新設された場合や基本情報に変更があった場合には、施設リストの更新を行うこと。

(4) 災害時情報共有システムによる被災状況等の入力への周知徹底等

取りまとめ部局及び施設所管部局は、平時からシステム対象施設に対し、災害により被害等が生じた場合には、速やかに災害時情報共有システムにおいて被災状況等を入力するよう周知徹底するとともに、災害発生時に被災状況等の報告が迅速かつ適切に行われるよう、災害時情報共有システムを用いて定期的に訓練を実施するなど、操作方法の習熟に努めるよう促すこと。

2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況等の把握や情報の提供等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) あらかじめ発生又は発生するおそれが予想できる災害への対応

気象庁等からの気象の見通しの発表や内閣府政策統括官（防災担当）等からの早急な避難対応の連絡があることも踏まえ、取りまとめ部局及び施設所管部局は、こども家庭庁及び厚生労働省からの依頼に基づき、社会福祉施設等に対して、停電等へ備えて、非常用自家発電設備が正常に動作するか点検・確認をしておくとともに、食料や飲料水等の必要物資の確保、燃料の補充や補給手段の確保、早期避難の検討など事前の備えに関する注意喚起を行うこと。

また、上記依頼がない場合でも、台風等のあらかじめ発生が予想できる災害については、取りまとめ部局が中心となって、災害時情報共有システムや施設リストにおいて社

会福祉施設等の所在地が洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等に該当しているかどうかを確認することにより、災害による被害が発生又は発生する蓋然性が高い社会福祉施設等に対して、早期避難等の必要な要請を行うこと。

(2) 災害時情報共有システムによる被災状況等の把握等とこども家庭庁及び厚生労働省への報告

① 被災状況等の把握と入力について

地震などの災害発生時には、こども家庭庁、厚生労働省及び都道府県等は災害時情報共有システムにより社会福祉施設等の被災状況等を把握することになるため、都道府県等は、被害がない場合も含めて災害時情報共有システムへの被災状況等の入力が適切に行われているか個別に施設へ確認し、入力が行われていない施設に対しては速やかな入力を依頼すること。停電等による通信障害などにより社会福祉施設等において災害時情報共有システムへの入力が行えない場合には、事前に整理した役割分担に基づき、都道府県等又は市区町村において当該社会福祉施設等の被災状況等を把握し、災害時情報共有システムへの代行入力を行うこと。

また、新規に事業を開始して間もない場合など、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、別紙様式を用いて被災状況等を把握すること。

なお、救護施設等のその他施設については、施設リストに基づき、1（2）によりあらかじめ定めた災害発生時における役割分担に基づいて情報収集を行うこと。

② 救護施設等のその他施設、災害時情報共有システムが稼働しない場合の被災状況等に関するこども家庭庁及び厚生労働省への報告

救護施設等のその他施設、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていないシステム対象施設については、取りまとめ部局から、原則として1日に1回、把握した被災状況等について、別紙様式に集約した上で、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてにメールにより情報提供を行うこと。指定都市、中核市の取りまとめ部局にあつては、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

また、停電等による通信障害が生じているなど、災害時情報共有システムによる被災状況等の把握が困難な場合、こども家庭庁及び厚生労働省から情報提供を依頼することもあり、その際には、取りまとめ部局が、別紙「対象施設種別」に該当する社会

福祉施設等の被災状況等を取りまとめ、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてメールにより速やかに情報提供を行うこと。

（3）支援が必要な場合のこども家庭庁及び厚生労働省への情報提供等

① 停電や断水が発生している場合、非常用自家発電設備等の燃料に不足が生じている場合の情報提供について

取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムや別紙様式などにより、停電が発生している社会福祉施設等の非常用自家発電設備の有無を確認するとともに、電源車の支援を要請している社会福祉施設等を把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、電源車による支援の調整を行うこと。なお、こども家庭庁及び厚生労働省から経済産業省に対して、電源車の支援を要請することも可能であるため、都道府県等の内部での調整が困難な場合、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

また、断水が発生している社会福祉施設等の飲料水や生活用水等の状況を確認するとともに、給水車の支援を要請している別紙「対象施設種別」を把握し、都道府県等の防災担当部局等や管内市区町村と情報を共有し、給水車による支援の調整を行うこと。

さらに、非常用自家発電設備等に使用する燃料の状況についても確認し、十分な燃料が確保できておらず、通常取引先からの調達が困難であり、都道府県内での燃料供給の調整も困難な場合には、こども家庭庁、厚生労働省から資源エネルギー庁に対して支援を要請することも可能であるため、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、電源車や給水車の支援の必要性を把握するとともに、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あ

てに別紙様式により情報提供を行うこと。

② 物資や人的支援等の状況に関する情報提供について

災害時情報共有システムでは、食料や飲料水のほか、薬、マスク、消毒液といった物資の支援の必要性も把握することが可能となっている。また、ガスの供給状況や冷暖房の状況、介護職員や看護師等の人的支援の必要性についても把握することが可能である。取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムにより、これらの状況についても把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、必要な支援を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

③ 被災状況等に応じたさらなる対応の依頼について

こども家庭庁及び厚生労働省の施設所管部局より、都道府県等に対して、災害が発生した時間帯や災害規模、被害状況、避難者の動向や災害時情報共有システムで把握した被災状況等を踏まえ、被災した社会福祉施設等の被災状況等の詳細把握など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

(1) 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築について、民間事業者を交えて検討すること。

ただし、運営基準等や都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

(2) 別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

災害時情報共有システムにおいては、別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通

所施設等についても被災状況等の把握が可能であることから、災害の状況に応じて、これらの被災状況等を把握し、必要な支援につなげること。

「対象施設種別」

「災害時情報共有システム対象施設種別」

- 1 児童関係施設（こども家庭庁へ情報提供）
 - (1) 助産施設
 - (2) 乳児院
 - (3) 母子生活支援施設
 - (4) 児童養護施設
 - (5) 児童心理治療施設
 - (6) 児童自立支援施設
 - (7) 児童自立生活援助事業所
 - (8) 小規模住居型児童養育事業所
 - (9) 児童相談所一時保護施設
 - (10) 保育所・認定こども園等（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法34条の15第1項又は第2項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所）
 - (11) 放課後児童クラブ
 - (12) 児童厚生施設
 - (13) 地域子育て支援拠点
 - (14) 子育て短期支援事業を行う施設
 - (15) 一時預かり事業所
 - (16) 病児保育事業所
 - (17) 産後ケア事業を行う施設
- 2 障害児関係施設（こども家庭庁へ情報提供）
 - (1) 児童発達支援
 - (2) 医療型児童発達支援
 - (3) 放課後等デイサービス
 - (4) 福祉型障害児入所施設
 - (5) 医療型障害児入所施設
 - (6) 障害児相談支援
- 3 高齢者関係施設（厚生労働省へ情報提供）
 - (1) 老人短期入所施設

- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

4 障害者関係施設（厚生労働省へ情報提供）

- (1) 障害者支援施設
- (2) 共同生活援助
- (3) 短期入所
- (4) 療養介護

5 婦人保護関係施設（厚生労働省へ情報提供）

- (1) 婦人保護施設
- (2) 婦人相談所一時保護施設

（注）児童福祉施設等災害時情報共有システムで報告

「災害時情報共有システム対象外施設種別」

6 その他施設（厚生労働省へ情報提供）

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

令和6年度 災害時情報共有システム訓練計画

事務連絡
令和6年3月25日

都道府県
各指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和6年度における災害時情報共有システム訓練計画について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」については、令和3年度より運用開始しており、災害想定訓練につきましても同年8月より実施しているところです。

災害発生時において、災害時情報共有システムを活用し被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業者間で緊密な連携が取れていることが非常に重要です。そのため、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えております。

そのような観点から、令和5年度から令和9年度にかけての5か年訓練計画を策定して訓練を実施しているところですが、令和6年度においては別紙1のとおり災害想定訓練を実施することといたしました。

また、各都道府県からのご要望や、令和6年能登半島地震の発生に伴う令和5年度訓練の中止等を踏まえ、別紙2のとおり、市区町村別の訓練日程を改めて策定しておりますので、各施設、所管部署、該当自治体及び管内施設・事業所へ周知いただきますようお願いいたします。

訓練実施予定日や対象自治体等に係る変更等のご相談につきましては可能な限り対応いたしますので、事前のご連絡をお願いいたします。特に、令和6年能登半島地震で被災された各県におかれましては、災害対応等の事情により日程通り訓練を実施することが難しい場合、訓練の延期等についても検討いたしますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

訓練の詳細につきましては、別紙1に記載の訓練予定日の1か月ほど前に事務連絡にてお知らせいたしますので、各施設所管部署、管内自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくをお願いいたします。

- 訓練は、午前10:00～17:00
- 訓練中に災害が発生した場合、訓練を中止

	訓練予定日		対象都道府県						想定災害
			徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	
第1回	令和6年	5月17日(金)	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	台風
			長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
第2回	令和6年	5月24日(金)	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	豪雨
			和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
第3回	令和6年	5月31日(金)	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	豪雨
			富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
第4回	令和6年	6月7日(金)	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	地震
			福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県		

岩手県 災害時情報共有システム 災害想定訓練 5 年計画

区分	自治体名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
市	中核市	盛岡市		○			
		宮古市			○		
		大船渡市		○			
		花巻市	○				
		北上市		○			
		久慈市				○	
		遠野市					○
		一関市		○			
		陸前高田市					○
		釜石市				○	
		二戸市					○
		八幡平市		○			
		奥州市			○		
		滝沢市				○	
町	雫石町	○					
	葛巻町					○	
	岩手町	○					
	紫波町					○	
	矢巾町	○					
	西和賀町	○					
	金ヶ崎町				○		
	平泉町				○		
	住田町					○	
	大槌町	○					
	山田町	○					
	岩泉町					○	
	軽米町		○				
	洋野町		○				
	一戸町				○		
	村	田野畑村		○			
普代村						○	
野田村					○		
九戸村						○	

4 人口動態調査について

(1) 人口動態調査における報告漏れ事案及び報告遅れ事案

① 要旨

- ア 人口動態調査は、人口動態調査令（平成 21 年勅令第 447 号）及び人口動態調査令細則（昭和 23 年厚生省令第 6 号）に基づき実施している。
- イ 過去に全国的な調査票の報告漏れ事案が発生しており、本県でも報告漏れ事案及び報告遅れ事案が発生している。
- ウ 人口動態調査は、統計法に定める基幹統計であり、調査結果の適正性が強く求められることから、事務処理に遺漏のないよう留意することが必要であるもの。
- エ 本県においては、「人口動態調査票の報告について」（平成 31 年 4 月 10 日付け保福第 23 号岩手県保健福祉部長通知）により、各市町村（人口動態調査担当課扱い）に対して注意喚起したのち、「人口動態調査票の報告漏れ等について」（令和元年 12 月 10 日付け保福第 378 号岩手県保健福祉部長通知）により、各市町村（人口動態調査担当課扱い）に再度注意喚起している。

② 報告漏れの事由等

- ア 各種戸籍等届出件数に対し、調査票が漏れなく作成されているか確認していなかったもの。
- イ 支所で受け付けた各種戸籍等届出について、本庁で受付処理するまでに時間を要した結果保留され、その保留分が翌月の報告から漏れたもの。
- ウ 各種戸籍等届出について、書類不備等の理由で受理決裁までに時間を要した結果保留され、その保留分が翌月の報告から漏れたもの。
- エ 県内の他の保健所管内の調査票について、本来送付すべき出生小票ではなく、出生票原本を誤って送付して報告期限後に判明し、報告が遅延したもの。
- オ 保健所において、市町村から提出された死産届の件数とオンライン報告システムの報告件数の突合を実施しなかったため、報告漏れに気づけなかったこと。
- カ 保健所において、県庁に調査票原本を報告する際に市町村送付票との突合を実施しなかったため、報告漏れに気づけなかったこと。
- キ 市町村及び保健所において、人口動態調査必携に掲げた事務処理手順について、理解が不足していたこと。

(2) 調査票情報の利用

- ア 人口動態調査に係る調査票情報（人口動態調査票、出生小票及び死亡小票）の利用については、都道府県、市町村及び保健所（市町村保健センターを含む）が保健医療行政に必要な情報を得るための統計的研究（調査票情報を利用して行う統計的手法による研究）及び統計の作成（人口動態調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成すること）を目的として、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条第 1 号の規定による利用申出を行うことにより利用が可能。
- イ 利用申出を行う場合は、「人口動態調査に係る調査票情報の利用申出について（通知）（令和 4 年 12 月 12 日政統人発 1212 第 1 号）」等に基づき手続きを行うこと。
- ウ 過去に複数の都道府県で調査票情報の利用申出をしていないにも関わらず利用するなど、不適切な利用をしていたという事案が発生。
- エ 本県においても不適切な利用をしていた事案が令和元年度に判明し、保健所に対し「人口動態調査に係る調査票情報の利用申出についての確認（令和 2 年 1 月 8 日付け保福号外）」にて、注意喚起を実施。

(3) 人口動態調査オンライン報告システムの利用促進

- ア 「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査票データを各自治体から厚生労働省へオンラインで報告するためのシステムであり、現在、全ての保健所、指定都市、都道府県で導入済み。

イ 「人口動態調査オンライン報告システム」の導入により、以下のような業務の軽減・効率化が見込まれるもの。

- ・ 保健所へ電子媒体 (USB メモリや CD 等) の郵送や持参により行っている調査票の報告が、オンラインで即時に実施可能。
- ・ 保健所における電子媒体の読み込み作業が不要となり、調査票の報告漏れ防止に有効。
- ・ 市町村から保健所への送付は、随時、何度でも可能であり、調査票の報告漏れ防止に有効。

ウ LGWAN 接続端末に、厚生労働省が配布するプログラムをインストールするだけで導入可能であり、システム導入経費や運用経費は不要であることから、**未導入の市町村においては導入のご検討をお願いしたいこと。**

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 人口動態調査必携を改めて確認すること。 特に人口動態調査票の作成の際には、戸籍情報と照らし、人口動態調査が漏れなく作成されているか確認すること。○ 人口動態調査の調査票情報を利用する場合には、統計法第 33 条第 1 号に基づく利用申出を行うこと。○ 人口動態調査オンライン報告システム未導入の市町村においては、システムの導入について検討いただけるようお願いいたします。
----------	---

【参考】

保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 人口動態調査必携を改めて確認し、適切に事務処理を行うこと。○ 出生小票、死亡小票を市町村等に関連させる場合には、統計法第 33 条第 1 号に基づく利用申出について、厚生労働省の承認を確認した上で、閲覧させること。
----------	--

平成 31 年 4 月 10 日

各市町村長 様
(人口動態調査担当課扱い)

岩手県保健福祉部長



人口動態調査票の報告について (通知)

人口動態調査については、人口動態調査令 (平成 21 年勅令第 447 号) 及び人口動態調査令施行細則 (昭和 23 年厚生省令第 6 号) に基づき実施されているところですが、全国的調査票の報告漏れ事案の発生を踏まえ、今般、別添のとおり厚生労働省政策統括官及び政策統括官付人口動態・保健社会統計室長から通知がありました。

本件においても、下記のような報告漏れがあったところであり、誠に遺憾であります。

つきましては、改めて人口動態調査必携を確認するとともに、人口動態・保健社会統計室長通知の別紙「人口動態調査票の報告漏れに対する再発防止策」に留意し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 本件における報告漏れ (厚生労働省公表ベース)

調査年	件数	出生	婚姻	離婚	死亡	死産
平成 20 年	0					
21 年	1		1			
22 年	0					
23 年	2		2			
24 年	1	1				
25 年	2		1		1	
26 年	1		1			
27 年	2			1	1	
28 年	3	1	1		1	
29 年	1			1		
合 計	13	2	6	2	3	0

2 報告漏れの理由等

- (1) 各種戸籍等届出件数に対し、調査票が漏れなく作成されているか確認していなかったもの。
- (2) 支所で受け付けた各種戸籍等届出について、本庁で受付処理するまでに時間を要した結果保留され、その保留分が翌月の報告から漏れたもの。
- (3) 各種戸籍等届出について、書類不備等の理由で受理決裁までに時間要した結果保留され、その保留分が翌月の報告から漏れたもの。

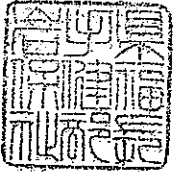
担 当:保健福祉企画室 主事 及川 愛美
メール:narumi.o@pref.iwate.jp
電 話:019-629-5410 (内線:5413)



令和元年 12 月 10 日

各市町村長 様
(人口動態調査担当課扱い)

岩手県保健福祉部長



人口動態調査票の報告漏れ等について (通知)

人口動態調査については、人口動態調査令 (平成 21 年勅令第 447 号) 及び人口動態調査令施行細則 (昭和 23 年厚生省令第 6 号) に基づき実施されており、平成 30 年度に全国的調査票の報告漏れ事案の発生を踏まえ、別添のとおり厚生労働省政策統括官及び政策統括官付人口動態・保健社会統計室長から通知があったところです。

本県においては、その後も下記のような報告漏れ等があったものであり、誠に遺憾であります。

つきましては、改めて人口動態調査必携を確認するとともに、人口動態・保健社会統計室長通知の別紙「人口動態調査票の報告漏れに対する再発防止策」に留意し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、人口動態調査事務チェックリストの標準例を作成し、後日、配付しますので、事務処理の参考とするようお願いいたします。

記

1 本県における報告漏れ及び報告遅れ (過年分は報告漏れ、現年分は報告遅れとして整理)

調査年	件数	出生	婚姻	離婚	死亡	死産
平成 28 年	1					1
平成 29 年	5					5
平成 30 年	5					5
令和元年	9	3	1		4	1
合 計	20	3	1	0	4	12

2 報告漏れ等の理由

- (1) 市町村において、死産届を受理後、保健所に送付するだけで足り、自らが死産票を作成する事務処理の手順を理解していなかったことから未報告となったこと。
- (2) 保健所において、市町村から提出された死産届の件数とオンライン報告システムの報告件数の突合を実施しなかったため、報告漏れに気づかなかったこと。
- (3) 保健所において、県庁に調査票原本を報告する際に市町村送付票との突合を実施しなかったため、報告漏れに気づかなかったこと。
- (4) 市町村及び保健所において、人口動態調査必携に掲げた事務処理手順について、理解が不足していたこと。

担 当:保健福祉企画室 主事 及川 愛美
メール:narumi.o@pref.iwate.jp
電 話:019-629-5410 (内線:5413)

政 統 人 発 1212 第 1 号
令 和 4 年 12 月 12 日

都道府県
各 保健統計主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省統計管理官（人口動態・保健社会統計室長併任）
（ 公 印 省 略 ）

人口動態調査に係る調査票情報の利用申出について（通知）

人口動態調査調査票、出生小票及び死亡小票について、都道府県、市区町村及び保健所（市町村保健センターを含む。）が、保健医療行政に必要な情報を得るために、統計的研究（調査票情報を利用して行う統計的手法による研究。）及び統計の作成（人口動態調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成すること。）を目的として、統計法（平成19年法律第53号）第33条第1号の規定による利用申出書の提出を行う場合は、利用期間にご留意いただき、人口動態調査に係る調査票情報の利用申出書作成要領（別添）により提出いただきますようお願いいたします。

また、統計法第33条第1号の規定により統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合、又は研究結果等の公表（年報等の報告書を除く。）を希望される場合は、別途、申出が必要になります。

貴管内の保健所長への連絡について、よろしくお取り計らい願います。

【照会先】

1) 本通知及び人口動態調査に関すること全般

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付
人口動態・保健社会統計室 企画指導係
（電話）03-5253-1111（内 7466）

2) 本通知による利用申出の申請や報告に関すること

厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）付
審査解析室 統計審査第一係
（電話）03-5253-1111（内 7347）

人口動態調査に係る調査票情報の利用申出書作成要領

第1 目的

この作成要領は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条第1号の規定に基づく調査票情報の提供に際し、都道府県、市区町村及び保健所（市町村保健センターを含む。）が、統計的研究（調査票情報を利用して行う統計的手法による研究。）及び統計の作成（人口動態調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成すること。）を目的として、人口動態調査に係る調査票情報を保健医療行政の内部資料（非公表）として利用する場合及び各県等の報告書（年報等）の作成（公表）をする場合に必要な手続及び留意事項を定めたものです。

なお、統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合、又は研究結果等の公表を希望される場合（年報等の報告書を除く。）は、今回の利用申出の対象外となります。

第2 定義

本要領で用いている用語の定義は以下のとおりです。

1 調査票情報

人口動態調査調査票、出生小票及び死亡小票に記入された情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録。）に記録されているものをいい、下記「2」の複写書類も含まれます。

2 複写書類

調査票情報自体の複写・転写だけでなく、人口動態調査事務システム、人口動態調査オンライン報告システムから別途出力した印刷分や磁気的記録も含まれます。

3 中間生成物

保健医療行政の内部資料が完成するまでに生成される調査票情報を含んだ生成物をいいます。

4 調査票情報等

上記「1」から「3」までに掲げる情報の総称をいいます。

第3 利用者の範囲及び利用条件について

1 申出者

都道府県又は市区町村の長

2 利用者の範囲

都道府県、市区町村及び保健所（市町村保健センターを含む。）

3 利用条件

利用目的及び公表の取扱いが以下の場合のみ。

	利用目的	公表の取扱い
①	保健医療行政の内部資料	部内資料として非公表
②	報告書（年報等）の作成	各県等の報告書（年報等）として公表（刊行、インターネットに掲載等。ただし、当該年の人口動態統計（確定数）の公表後とする。）

※利用にあたり、定期的提供*により提供する確定データ（出生票、死亡票）との連結も可能とします。なお、連結にあたっては本通知における申請及び定期的提供における申請の双方において連結する旨を記載する必要があります。

*定期的提供：「厚生統計の調査票情報の地方公共団体への定期的提供」として年に1度、通知に基づき対応しているもの。
（最新通知：「令和4年度厚生統計の調査票情報の地方自治体への定期的提供について（通知）令和4年7月7日政統総発0707第1号」）

※次に該当する場合は、今回の利用申出の対象外のため、別途、統計法第33条第1項の規定に基づく調査票情報の利用申請を行ってください。

- ・統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合
- ・研究結果等の公表を希望される場合（上記②を除く）。

第4 利用申出手続

1 申出書類一覧

- (1) 申出書（別紙1）
文書番号、日付入りの正式申出書類を御提出ください。
- (2) 申出書別紙（別紙2）
- (3) 調査票情報に係る管理簿（別紙3）
- (4) 依頼書（別紙4）
利用申出時に一部記入したものを、承諾通知後に文書番号と日付入りの正式書類を御提出ください。
なお、申出書別紙（別紙2）調査票情報に係る管理簿（別紙3）、依頼書（別紙4）については1つのエクセルファイル内にあります。
- (5) その他添付書類
以下該当する場合、御提出ください。
ア 申出書別紙に5つ以上の利用場所を記載する場合
別表を作成し、別添として御提出ください。
イ 調査票情報の取扱いに関する業務を外部委託する場合
令和5年度に外部委託する場合は、①と②を御提出ください。令和6年度以降も外部委託することを予定しているものの、現段階において調達手続を行っていないため、現時点で①②の添付が困難な場合は、調査票情報の利用開始前に御相談ください（相談先：第4 2 (2) ②）。なお、①②の内容を遵守する必要がありますことについてご留意いただき、調達・契約をお願いします。
①調査票情報の利用に係る誓約書（別紙5）
利用申出時に一部記入したものを、承諾通知後に文書番号と日付入りの正式書類を御提出ください。

②委託関係書類（写し）又は代替文書（別紙6）

委託関係書類を申請時に添付できない場合、代替文書を御提出ください。なお代替文書を御提出いただいた場合についても、委託関係書類（写し）は委託契約締結後、速やかに下記「2」（2）の宛先まで送付ください。

2 提出方法

都道府県におかれては、貴管内の市区町村分（指定都市を含む。）を取りまとめ、下記（2）の宛先へ御提出ください。

(1) 提出期限 令和5年1月20日（金）

中核市移行等の事情により、提出期限以降に利用することとなった場合は、申出者が直接、下記（2）の宛先に事前相談の上、申出書類を御提出ください。

(2) 宛先

①令和5年3月末まで

厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）付審査解析室統計審査第一係
電話：03-5253-1111(内線7347) E-mail：jindo-data@mhlw.go.jp

②令和5年4月以降

厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）付審査解析室統計審査第一係
電話：03-5253-1111(内線7347) E-mail：mokutekigai@mhlw.go.jp

(3) 送付方法

電子メールにて送付

3 承認後の変更

利用申出の記載事項に変更が生じた場合は、再申出手続が必要となる場合もありますので、速やかに上記「2」（2）の宛先に御連絡ください。

第5 利用期間中の調査票情報等の適正管理

1 調査票情報の利用期間と利用対象

(1) 調査票

利用期間：各利用年度の翌年度5月末まで

利用対象：各利用年度4月～3月調査分

例) 令和5年度利用分

利用期間：令和5年4月1日～令和6年5月31日

利用対象：令和5年4月～令和6年3月調査分

(2) 小票

利用期間：各利用年度の翌年度5月末まで

利用対象：各利用年の3年前1月調査分から各利用年度3月調査分

ただし、各保健所の保存期限内のものに限る（3年前調査分は各利用年12月末まで）。

例) 令和5年度利用分

利用期間：令和5年4月1日～令和6年5月31日

利用対象：令和2年1月～令和6年3月調査分

令和2年調査分は保存期間満了の令和5年12月31日まで

各利用年度の具体的な利用対象、利用期間は「(参考) 調査票情報の利用対象・利用期間・報告書提出期限について」を参照してください。

2 注意事項

調査票情報等の利用に当たっては、適正に管理する義務(法第42条)及び守秘義務(法第43条)を負い、情報漏洩や不正利用の際には罰則(法第57第1項第3号及び法第59条第2項)が科されますので、取扱いには十分注意してください。

第6 利用期間終了後の報告

1 提出書類一覧

- (1) 報告書(別紙7)
- (2) 報告書別紙(別紙8)
- (3) 調査票情報に係る管理簿(別紙3)
利用実績も記入した状態で御提出ください。

2 提出方法

都道府県におかれては、貴管内の市区町村分(指定都市を含む。)を取りまとめ、下記(2)の宛先へ御提出ください。

(1) 提出期限

- ①令和5年度利用分: 令和6年6月28日(金)
- ②令和6年度利用分: 令和7年6月30日(月)
- ③令和7年度利用分: 令和8年6月30日(火)
- ④令和8年度利用分: 令和9年6月30日(水)
- ⑤令和9年度利用分: 令和10年6月30日(金)

(2) 宛先

厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)付審査解析室統計審査第一係
電話: 03-5253-1111(内線7347) E-mail: jindo-data@mhlw.go.jp
※令和5年4月以降も、利用期間終了後の報告はこちらのアドレスへお願いいたします。

(3) 送付方法

電子メールにて送付

保 福 号 外

令 和 2 年 1 月 8 日

各保健所長 様

保健福祉部保健福祉企画室長

人口動態調査に係る調査票情報の利用申出についての確認（依頼）

人口動態調査票、出生小票及び死亡小票について、都道府県、市区町村及び保健所（市町村保健センターを含む）が、保健医療行政に必要な情報を得るために、統計的研究（調査票情報を利用して行う統計的手法による研究）を目的として、統計法（平成19年法律第53号）第33条第1号の規定による利用申出書の提出を行う場合は、「人口動態調査に係る調査票情報の利用申出について（通知）（平成30年11月28日政統人発1128第2号）」等に基づき、利用申出が必要になります。

また、統計法第33条第1号の規定により統計の作成又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合は、別途、利用申出が必要になります。

今般、調査票情報の利用申出をしていないにも関わらず調査票情報を利用するなど複数の都道府県で不適切な利用をしていたという事案が発生し、別添のとおり厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計審査第一係長及び人口動態・保健社会統計室企画指導係長から確認依頼がありました。

なお、本県においても下記のような不適切な利用をしていた事案が発生しており、誠に遺憾であります。

については、管内市町村に対して、別添の厚生労働省事務連絡について周知を図るとともに、同事務連絡の別紙「人口動態調査に係る調査票情報の利用申出についての確認」により、調査票情報の利用申出の状況を確認し、令和2年1月28日（火）までに当職あてに提出願います。

記

1 本県における人口動態調査に係る調査票情報の不適切な利用をしていた事案の概要

市町村において、平成28年度から令和元年度まで人口動態統計の調査票情報について、統計法に基づく利用申請を行わずに利用し、平成26、27年度にも同情報について、平成24年度に利用申請は行ったが、申出内容と異なる利用（期限後の利用、目的外の利用、公表前に統計を作成）をしていた。

また、保健所において、平成28年度から令和元年度まで統計法に基づく利用申請のない市町村に対して、厚生労働省の統計法に基づく利用申請の承諾の有無を確認することなく、調査票情報を閲覧させていた。

2 不適切な利用になった理由

- (1) 市町村においては、平成28年度から令和元年度までの利用申請について、担当者が代わったこともあり、統計法に基づく利用申請が必要であることを理解していなかった。

また、調査票情報の目的外利用に係る目的及び利用機関等の手続き並びに公表前に統計を作成しないことについても理解していなかった。

- (2) 保健所においては、市町村に対する厚生労働省の統計に基づく利用申請の承諾の有無を確認することなく、調査票情報を閲覧させていた。また、統計法に基づく当該承諾の必要性について認識が薄く、統計法規を十分確認せずに対応していた。

担 当 : 企画担当 主事 及川 愛美 メー ル : narumi.o@pref.iwate.jp 電 話 : 019-629-5410 (内線: 5413)

令和6年人口動態調査について（概要）

1 人口動態調査オンライン報告システムの利用促進（P2～P6）

- **人口動態調査オンライン報告システム未導入の市区町村において、導入のご検討をお願いいたします。**
- 導入メリット
 - ・ 調査票の発送業務の大幅な軽減化
 - ・ 調査票情報の漏洩防止、報告漏れ防止 等
- 費用は不要、手続き簡易
手続きは厚生労働省に届出様式を送付し、LGWAN接続端末に当省が配布するプログラムをインストールするのみです。**システム導入経費や運用経費は不要です。**
- 導入状況
 - ・ 都道府県・指定都市・保健所 導入率 100%
 - ・ 市区町村 導入率 44.7%
(845/1,892カ所)

2 調査票情報等の適正管理（P7～P14）

- 近年、人口動態調査事務に係る調査票情報について、調査票情報の利用申出をせずに調査票情報を利用するなど複数の都道府県で不適切な利用をしていたという事案が発生しました。
特に、出生小票及び死亡小票は国ではなく保健所で保存しておりますが、これらを利用する場合は二次利用の手続きを必ず行ったうえで利用いただきますようお願いいたします。

3 人口動態調査票の報告漏れに対する再発防止策（P15～P19）

- 平成30年度に、複数の自治体から、人口動態調査の作成漏れや送付漏れがあり、厚生労働省への報告漏れが生じていたとの報告がありました。
今後、このような事態が起こらないよう、再発防止に努め、調査の実施に当たっては、「人口動態調査票の報告漏れに対する再発防止策」の各事項に留意し、適切な調査の実施に努めて下さい。

4 人口動態調査事務の標準化について（P20）

- 戸籍事務が「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に定める標準化対象事務に位置づけられた事を受け、人口動態調査事務についても、標準化対象事務に追加されました。
- 人口動態調査において市区町村で導入されている人口動態調査事務システムについて、令和5年8月に標準仕様書第1.0版を策定しています。
今後、関連業務やシステムの変更による影響等を調査し、改定の要否について検討を行うとともに、必要に応じて改定することとしています。

5 その他の留意事項について（P21～22）

- 令和4年12月、民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が成立し、女性の再婚禁止期間が廃止されました。
本法律の施行に伴い、令和6年4月1日以後にされた婚姻にかかる婚姻票については、再婚期間の確認が不要になります。
- 国勢調査実施年の令和7年4月1日から令和8年3月31日までは、各調査票の職業又は産業欄への記入が必要です。
令和6年度は当該実査の準備期間となりますので、お含みおきください。

※人口動態調査オンライン報告システムの改修について

- 令和6年度予算概算要求額を踏まえ、最終化した業務見直し内容、システム改修内容につきましては、令和6年度での予算措置が困難となりましたので、システム改修を見送ることいたしました。
今後につきましては、現在検討中であるシステム更改時期を踏まえ改めてご報告いたします。

1 人口動態調査オンライン報告システムの利用促進について －市区町村への導入のお願い－

人口動態調査オンライン報告システムは、人口動態調査票データを各自治体から厚生労働省へオンラインで報告いただくためのシステムです。現在、全ての保健所、指定都市、都道府県に導入いただいております。未導入の市区町村において、導入のご検討をお願いいたします。

業務の軽減・効率化／情報セキュリティアップ

- ・ 保健所へ、電子媒体（USBメモリやCD等）の郵送や持参により行っている調査票の報告が、**オンラインで即時に実施可能。**
- ・ 保健所への送信前に、内容審査をシステム上で行うことにより、**保健所と市区町村間の照会業務を軽減。**
- ・ 保健所における電子媒体の読み込み作業が不要となり、**調査票の報告漏れ防止に有効。**
- ・ 市区町村から保健所への送付は、**随時、何度でも可能**であり、**調査票の報告漏れ防止に有効。**
- ・ 電子媒体による報告が不要となり、郵便事故や誤送付による**個人情報**の紛失・漏洩防止に有効。
※人口動態調査事務システムから人口動態調査オンライン報告システムへのデータの移動には、電子媒体が必要となります。

費用は不要／手続き簡単

- ・ **LGWAN接続端末**に、厚生労働省が配布するプログラムをインストールするだけで導入可能。**システム導入経費や運用経費は不要。**
- ・ 人口動態調査オンライン報告システム専用ページから様式を入手し、「人口動態調査オンライン報告システム利用届」を**メール提出すれば手続き完了**。最短で翌月からの利用開始が可能。
人口動態調査オンライン報告システム専用ページ <https://jin-l2.mhlw.hq.admix.go.jp/index3.htm> 利用届提出先 Jindo_ONL@mhlw.go.jp

導入状況

- ・ 都道府県・指定都市・保健所 導入率 **100%**
- ・ 市区町村 導入率 **44.7%**（845 / 1,892カ所）
新規導入件数 2021年度：53カ所 2022年度：19カ所 2023年度：44カ所

(参考) 人口動態調査オンライン報告システムの利用促進について

1. 関連省令の改正

人口動態調査令施行細則において、調査票等の送付は電子情報処理組織（人口動態調査オンライン報告システム）によることとし、書面または電磁的記録媒体による送付は、例外的な方法として規定しています。
（平成29年10月2日厚生労働省令第105号による改正）

第十条 第一条第一項及び第二条から第四条までの規定による人口動態調査票及び市町村送付票、保健所送付票又は都道府県送付票（以下「調査票等」という。）の作成は、それぞれ第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により**厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）で明確に判別できるように記録する方法により行う。**

② 前項の規定により作成された**調査票等の送付**は、厚生労働省の使用に係る電子計算機と送付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した**電子情報処理組織を使用**して行う。

③ 前項の規定により電子情報処理組織を使用して送付をする場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（保健所を設置する市にあっては、当該記録につき市長の確認を受けたとき）に調査票等が保健所長、都道府県知事又は厚生労働大臣に到達したものとみなす。

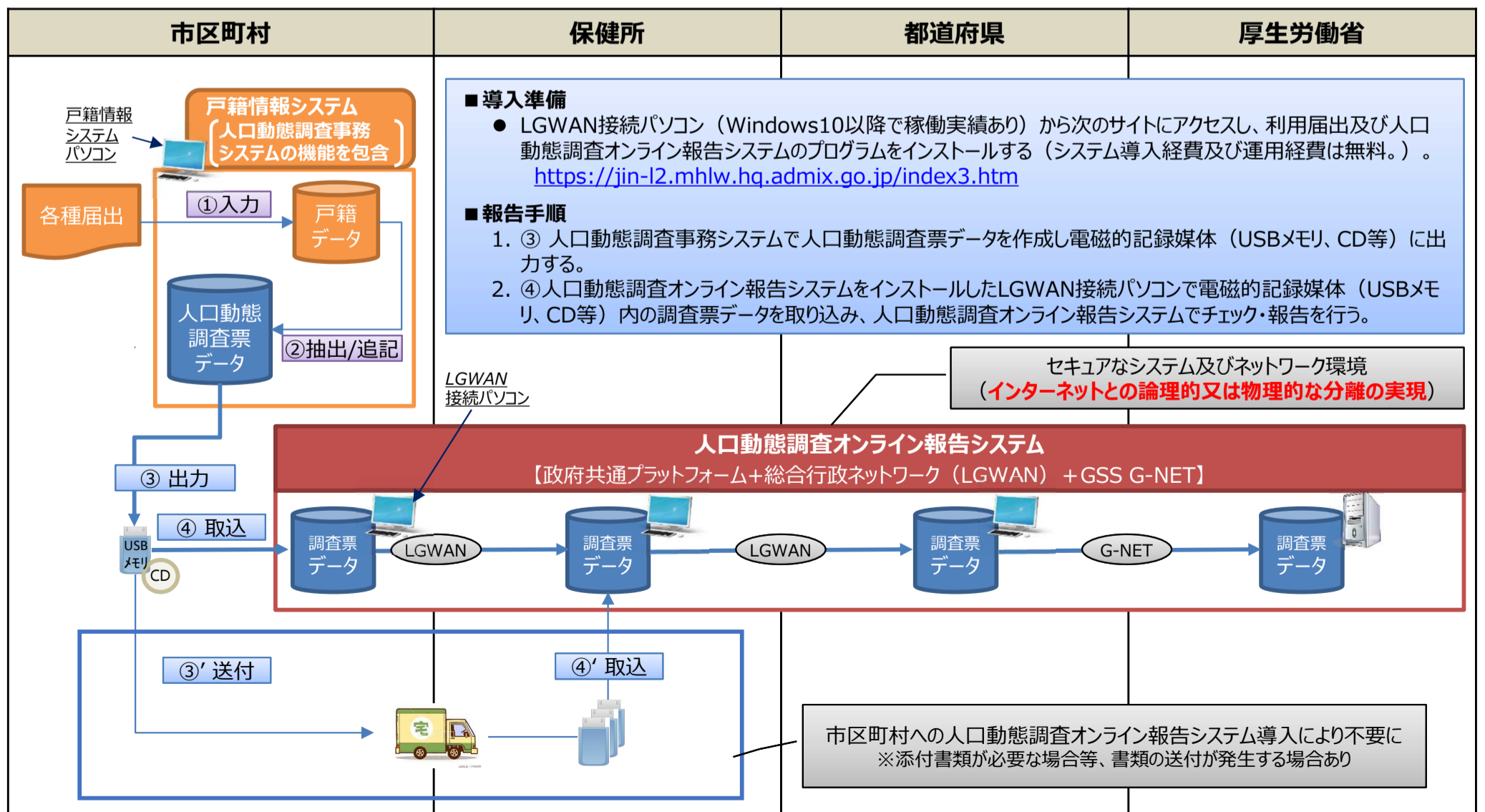
④ **第一項の規定による作成又は第二項の規定による送付をすることができない場合には、調査票等の書面又はその情報を記録した電磁的記録媒体**（第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機で明確に判別できるように記録した物で、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）**の作成又は送付をもって代えることができる。**

原則

例外

(参考) 人口動態調査オンライン報告システムの利用促進について

2. システムイメージ



3. 情報セキュリティ対策に関する考察等

■ 情報セキュリティ対策に関する考察

各自治体においては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準じた適切な情報セキュリティ対策が講じられていることを前提とすれば、情報セキュリティ対策として必要な対策は講じられていると考えられる（最終的な判断は各自治体で行う必要がある。）。

■ 情報漏洩リスクに対する考察

各市町村においては、LGWAN 接続系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにする対策を講じている。また、人口動態調査オンライン報告システムは、インターネットから分離されたLGWAN、政府共通ネットワーク（デジタル庁運用）、政府共通プラットフォーム（デジタル庁運用）を活用して構築している。このため、LGWAN内に取り込んだ調査票データがインターネットに流出するリスクは極小化できている。

なお、電磁記録媒体に調査票データを保存する場合は、暗号化等の措置を講じる必要がある。

■ 戸籍情報システムがマルウェアに感染するリスクに対する考察

仮にLGWANに接続したパソコンがマルウェアに感染していた場合、USBメモリ等を介して戸籍情報システムがマルウェアに感染する恐れがあるが、以下の対策（例）を講じることで感染リスクを極小化できる。

- ・利用を許可されたUSBメモリを使用する。
- ・パソコンのUSBメモリ、CD等の自動起動機能をOFFにし、利用時はウイルス対策ソフトでスキャンする。
- ・戸籍情報システムの出力はCD-Rを利用し、人口動態調査オンライン報告システムに取込後はCD-Rを物理的に廃棄する。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_050328.html

人口動態調査オンライン報告システムを導入した市区町村及び所管する保健所から寄せられた声

市区町村

・導入のきっかけなど

- ・保健所から依頼があった
- ・戸籍情報システムの契約更新にあわせて
- ・以前から導入準備を進めていた
- ・他自治体で個人情報漏えい関係の事案が発生したことを受けて
- ・個人情報の持参を避けるべきとの判断から
- ・近隣市区町村の導入状況をみて
- ・利便性向上のため

・導入に向けた調整で苦労した点など

- ・導入に向けた調整で特に苦労した点などなかった
- ・幹部調整や予算要求は不要だった
- ・現在の環境において、人口動態調査オンライン報告システムに接続が可能かシステム所管課に確認し、問題が無かったので、申請手続きを行った
- ・LGWAN 環境でアプリケーションをインストールして利用環境を整える際に、庁内情報部門との調整を行った
- ・保健所との調整を行った
- ・厚生労働省との書類のやり取りを行った
- ・導入までに要した期間は約1か月、長くても約2～3か月程度

・費用の負担など

- ・既存の環境で対応できたため、追加費用は発生していない
- ・パソコンを購入した

・導入後の作業の流れや手順など

- ・新たに発生した業務はCDドライブを毎月借りる作業のみで特に負担になっていない
- ・フロッピー・ディスクを使わなくなり、周辺機器の準備も不要になった
- ・調査票データの暗号化が不要になり処理時間が短縮された
- ・オンライン報告もさほど時間がかからず送信できるので便利
- ・郵送代が削減された
- ・書類の持出し手配が不要になった
- ・保健所へ持参する事無く完結するため、時間の大幅短縮につながった
- ・保健所にフロッピー・ディスクや外字出現情報一覧表を原則持参する必要が無くなった
- ・保健所からの連絡が減少した
- ・個人情報漏えい防止など利点が多々あった

保健所

・導入に際し市区町村から相談される点など

- ・導入の手順など→詳細は都道府県の担当者に照会して欲しい旨案内
- ・申請方法、必要な書類、戸籍情報システムとの接続方法など→人口動態調査オンライン報告システムの自治体向け専用ホームページにマニュアルが掲載されている旨案内
- ・準備するもの→LGWANと接続可能な端末
- ・費用負担など→費用負担はない
- ・メリットなど→個人情報漏えいの防止、電子媒体の作成・郵送の作業・費用の削減、送付時間の削減、追加データの送信が簡単など

・導入後市区町村から照会される点など

- ・今まで添付していた紙の送付票は不要か→システム上から取得できるため不要
- ・死産届の提出はどうすればよいか→来所もしくは郵送（書留など送付履歴が残るもの）で提出

・未導入の市区町村を持つ保健所へのアドバイスなど

- ・LGWAN 接続端末がある市区町村の方が導入のハードルは下がる
- ・導入により、個人情報漏えいのリスクが低減できるほか、審査に係る業務負荷の軽減が可能
- ・導入により郵送に要する日数が不要になり、期限までの提出が可能

【要 旨】

本年度の会計検査への対応について依頼するもの。

(1) 令和5年度の実施状況

ア 第1局総務検査課

(ア) 実施期間

令和5年6月12日（月）～16日（金）

(イ) 検査項目

復興事業（被災者支援総合交付金）（対象年度：令和元年度～令和3年度）

(ウ) 検査対象

本庁、対象市町村（9市町）

(エ) 検査の結果

令和2年度の保育料等減免事業（子育て支援対策費補助金）において、過大交付が疑われる。
（1市）

※継続調査の結果、過大交付であったことから、令和6年3月に返還処理を行った。

イ 第1局租税統括検査室

(ア) 実施期間

令和5年9月20日（水）※WEB会議形式によるヒアリング

(イ) 検査項目

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る消費税仕入税額控除（対象年度：令和2年度及び令和3年度）

(ウ) 検査対象

本庁（補助金受給医療機関17機関）

(エ) 検査の結果

現時点では不当事項等の指摘に関する情報はなし。

(2) 令和6年度の会計実地検査について

第1局総務検査課（本室及び復興検査室の合同実施）

(ア) 実施期間

令和6年5月7日（火）～10日（金）

(イ) 検査項目（保健福祉部関連）※本室検査のみ。

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（対象年度：令和元年度～令和4年度）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（対象年度：令和2年度～令和5年度）

(ウ) 検査対象

本庁及び対象市町村（本室検査：15市町、復興検査室検査：9市町村）、国関係機関

※ 現時点で、上記以外の会計実地検査に関する情報はないものであること。

市町村等の取組事項	○ 会計検査院の検査において、今後、受検が確定した場合には、準備に早めに取り組み万全の態勢で検査に対応すること。
-----------	--

(参考)

広域振興局等の取組事項	○ 会計検査院の検査において、今後、受検が確定し、連絡調整業務等必要な対応が生じた場合には、協力をお願いしたいこと。
-------------	--

6 春秋叙勲潜在候補者調査及び死亡叙勲等の連絡について

【要 旨】

県では、毎年度、各市町村及び関係団体あて春秋叙勲等の候補者調査を行っているが、今年度も引き続き候補者の積極的な掘り起しに努めていただくとともに、候補者が死亡叙勲又は高齢者叙勲に該当することとなった場合には、速やかに保健福祉企画室あて連絡いただくようお願いしたい。

1 候補者調査について

(1) 実施時期

4月23日 依頼文書発出済み（メール）

(2) 内容

ア 推薦基準（調査実施時に配付）を満たす候補者がいる場合、履歴、功績概要等を記載する潜在候補者調書により推薦いただくこと。

イ これまで候補者として推薦いただいている方について、履歴等更新事項の追記、修正をいただくこと。

2 死亡叙勲、高齢者叙勲について

受章要件を満たす方が下記事項に該当する場合、保健福祉企画室管理担当（019-629-5408（直通））あて連絡をお願いしたいこと。

(1) 死亡叙勲

ア 対象

春秋叙勲の受章要件を満たしているにもかかわらず、叙勲を受章せずに死亡した方。なお、従事年数等の基準を満たしていれば、年齢の制限はないもの。

イ 報告

厚生労働省への書類提出期限が、死亡日から14日以内であることから、**対象者がお亡くなりになったことを把握した場合は、速やかに連絡をお願いしたいこと。**

ウ その他

過去に叙勲を受章した方が死亡した場合、叙位の対象となる場合があることから、その場合も連絡をお願いしたいこと。

(2) 高齢者叙勲

ア 対象

春秋叙勲の受章要件を満たしながら、年齢が満88歳に達する方。

イ 報告

満88歳に達する誕生日の3か月前まで。

【R6年度担当】保健福祉企画室管理担当 上野 電話：019-629-5408

E-mail：toshihiro-u@pref.iwate.jp 又は toshihiro-u@pref.iwate.lg.jp

市町村に協力を
依頼する事項

春秋叙勲候補者の積極的な掘り起しと、死亡叙勲又は高齢者叙勲に該当する方がいる場合、連絡をお願いしたいこと。